

清瀬市高齢者保健福祉計画・
第5期介護保険事業計画
(素 案)

平成 23 年 12 月

清瀬市

目次

第1章 総論.....	2
第1節 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画策定の根拠.....	3
3. 計画策定の方針.....	3
4. 計画の位置づけ.....	4
5. 計画の期間.....	4
6. 計画の策定体制.....	5
第2節 市の高齢者を取り巻く現状と課題.....	6
1. 清瀬市の人口推移・推計	6
2. 要介護認定者の状況	9
3. アンケート調査結果より	12
4. 前期計画の評価と課題.....	15
5. 主な課題のまとめ.....	17
第3節 計画の基本理念と基本目標.....	18
1. 基本理念	18
2. 基本目標	19
3. 重点目標	20
第2章 各論.....	22
第1節 一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために.....	23
1. 地域で交流しながらいきいきと暮らす	23
2. 技能や経験を活かし、教養を高めていきいきと暮らす	24
第2節 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために	25
1. いつまでも健康で過ごすために	25
2. できるだけ要介護状態とならないようにするために.....	26
第3節 身近な地域相談・地域包括ケア体制の充実	27
1. 生活圏域の設定と地域包括支援センターの充実.....	27
2. 地域における相談・ケア体制の充実.....	30
第4節 介護が必要となっても安心して暮らすために.....	32
1. 予防給付 ～要支援者を対象とするサービス～.....	32
2. 予防給付サービス事業量の推計	33
3. 介護給付 ～要介護者を対象とするサービス～.....	34
4. 介護給付サービス事業量の推計	35
5. 地域密着型サービス	36

6. 地域密着型サービス事業量の推計	37
7. 介護保険サービス基盤の充実のために	38
8. 介護保険サービス給付費の見込み	39
第5節 住み慣れた地域で安心して暮らすために	41
1. 地域支援事業	41
2. 介護予防・日常生活支援総合事業	41
3. 高齢者一般福祉サービス（介護保険以外の福祉サービス）	42
4. 高齢者の住まいの充実	43
5. 医療との連携強化	44
6. 認知症支援策の充実	44
7. 生活支援サービスの充実	44
8. 安心・安全のまちづくり	45
第6節 介護保険料の設定	47
1. 第1号被保険者の介護保険料の設定	47
第3章 計画の推進	48
1. 連携・協力による計画の推進	49
2. 人材の育成・確保	49
3. 計画の周知	49
4. 計画の進行管理・評価と総合的推進	50
資料編	52
1 事業所等ヒアリング調査結果より	53
2 介護保険サービス受給者の状況	56
3 介護保険サービスの利用状況	59
4 介護保険サービスの種類別の利用状況	62
5 介護保険サービスの種類別の給付額	72
6 第4期事業計画と実績値の比較	74
7 清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定委員会設置要綱	84
8 清瀬市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定委員会委員名簿	85
9 策定経過	86

第 1 章

総論

第 1 節 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日、我が国においては、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況が大きく変化しています。その中で、高齢者とその家族が福祉サービスや支援を活用しながら、身近な地域の中で安心して生活できる社会を築くことが重要です。そのためには、福祉・保健・医療の各サービスを総合的に推進するとともに、地域に根ざしたさまざまな主体による支援や見守りが欠かせません。地域が力を合わせることで、高齢者が自分らしく、生きがいをもって暮らせる地域社会を構築するとの視点と、その具体的な取り組みが求められています。

また、高齢者の介護を社会全体で担い、質の高い介護サービスの提供を目的に平成 12 年度から始まった介護保険制度については、これまで着実に普及してきました。しかし、団塊の世代が 65 歳以上となる平成 27 年（2015 年）には、これまで以上の早さで高齢化が進行することが予想されています。そして今後もサービス利用者の増加と、要介護度の高い方の増加等にもともなう介護保険給付費の上昇など、介護保険制度を維持する上でさまざまな課題も見られています。

こうした高齢者を取り巻く状況の変化や社会の成熟化にともなう諸課題に対応するため、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的かつ体系的に整え、高齢者保健福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として、平成 24 年度から平成 26 年度までの新しい施策を明らかにした「清瀬市高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

2. 計画策定の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8（「市町村老人福祉計画」）及び、介護保険法第 117 条（市町村介護保険事業計画）に基づき策定したものです。

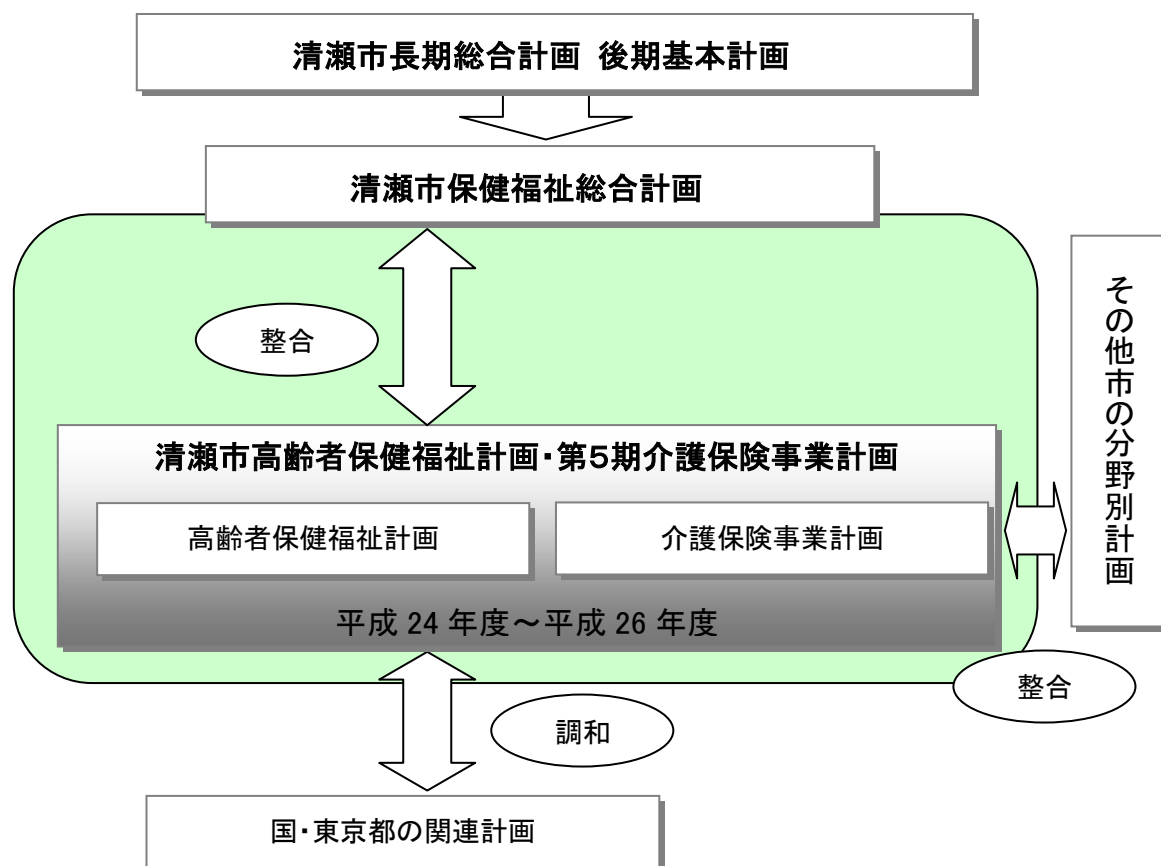
3. 計画策定の方針

本計画は、介護、予防、医療、生活支援、住まいの 5 つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケア」の考え方に基づき策定いたしました。

4. 計画の位置づけ

本計画は、清瀬市長期総合計画（後期基本計画）を上位計画とし、市のその他関連計画との整合、国・都の関連計画との調和を図りながら策定したものです。

■各計画との関係図



5. 計画の期間

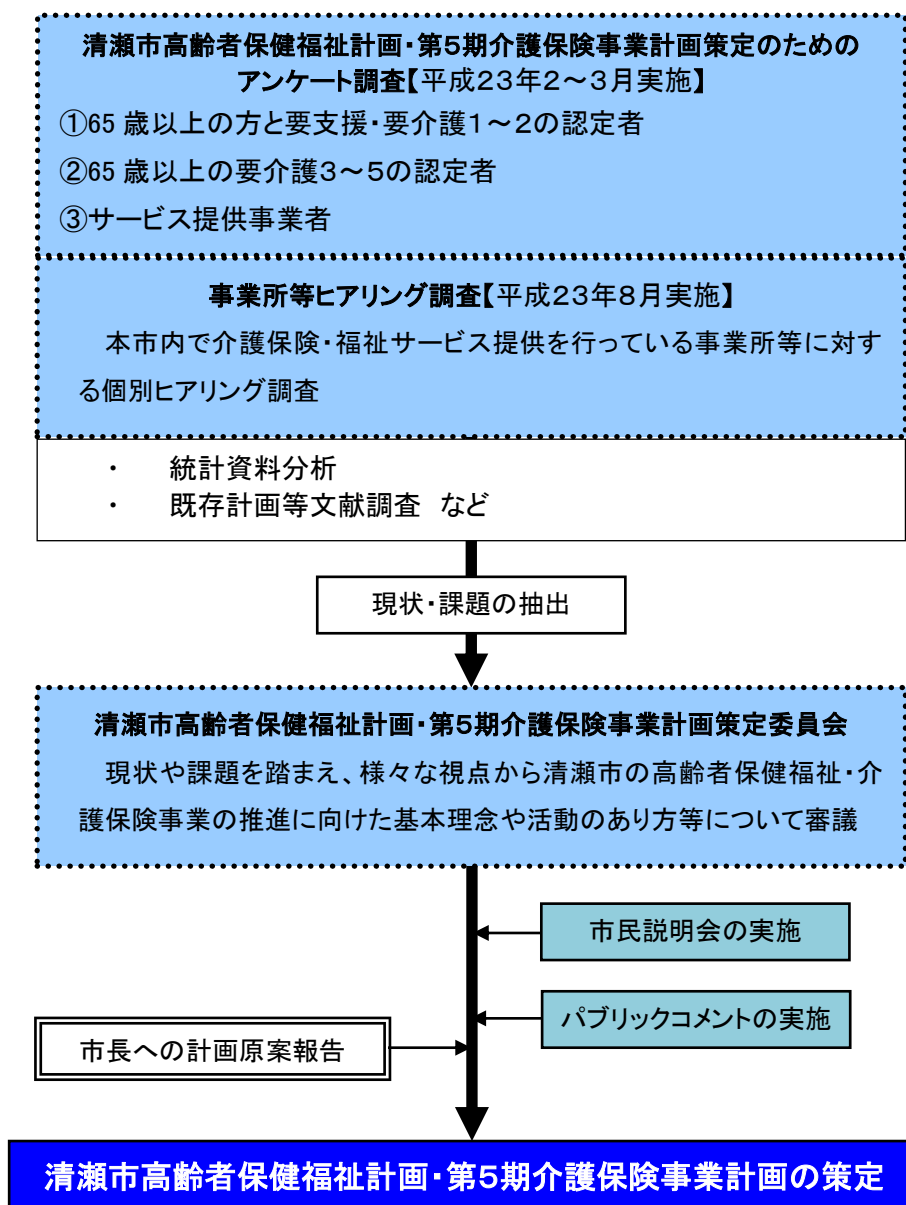
本計画の期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
期間	高齢者保健福祉計画 (第4期介護保険事業計画)					
			(策定)	高齢者保健福祉計画 (第5期介護保険事業計画)		

6. 計画の策定体制

本計画は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民から構成される「清瀬市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しました。

また、策定にあたっては、「清瀬市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査」や、「事業所等ヒアリング調査」、市民説明会、パブリックコメントの実施等を通じ、広く市民意見の反映に努めました。



※  は、市民参加による策定プロセスを示す

第2節 市の高齢者を取り巻く現状と課題

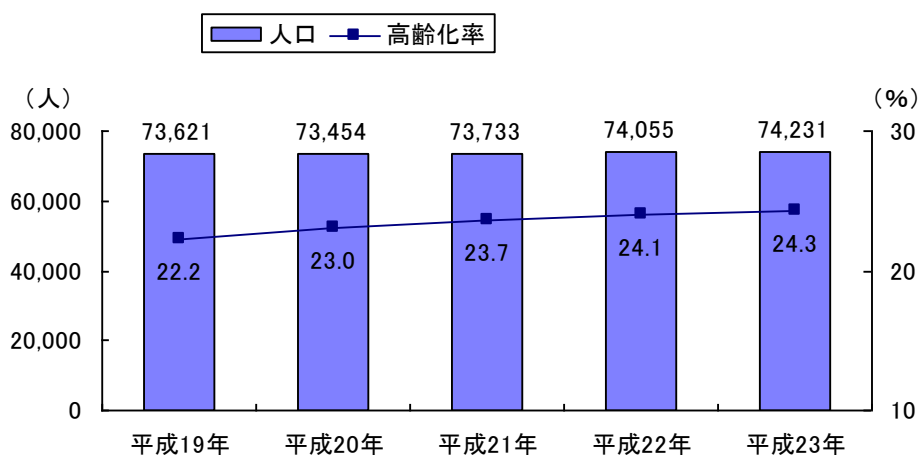
1. 清瀬市の人口推移・推計

(1) 総人口と高齢化率の推移・推計

市の人口は、平成 19 年から平成 23 年にかけて 610 人の増加となっており、同期間に 65 歳以上の高齢化率は 2.1 ポイントの増加となっています。

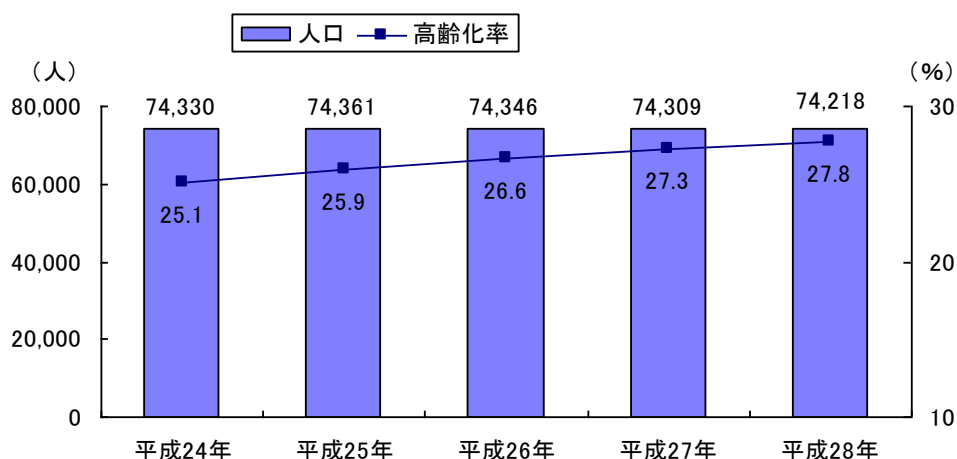
平成 24 年から平成 28 年にかけては、少子高齢化の進展にともなう人口減少社会の到来の中、市の人口も 112 人の減少が見込まれます。一方、高齢化率は 2.7 ポイントの増加が見込まれます。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

■総人口の推計



※平成 19 年～平成 23 年の住民基本台帳人口（外国人含む）を基にしたコーホート変化率法による推計。

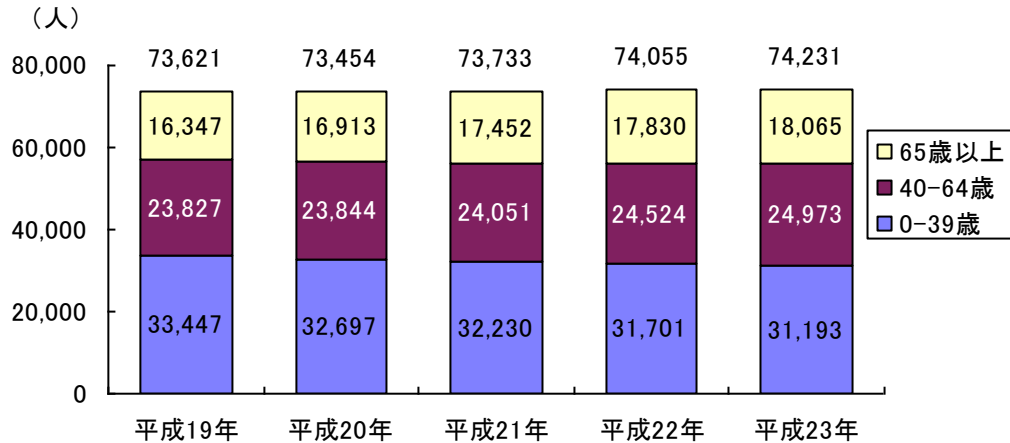
※「コーホート」とは、同年（または同期間）に生まれた人々の集団のことで、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

（２）年齢層別人口構成の推移・推計

平成 19 年から平成 23 年の間にかけて、65 歳以上の人口は 1,718 人の増加、40～64 歳は 1,146 人増加しています。一方で、0～39 歳は減少傾向にあります。

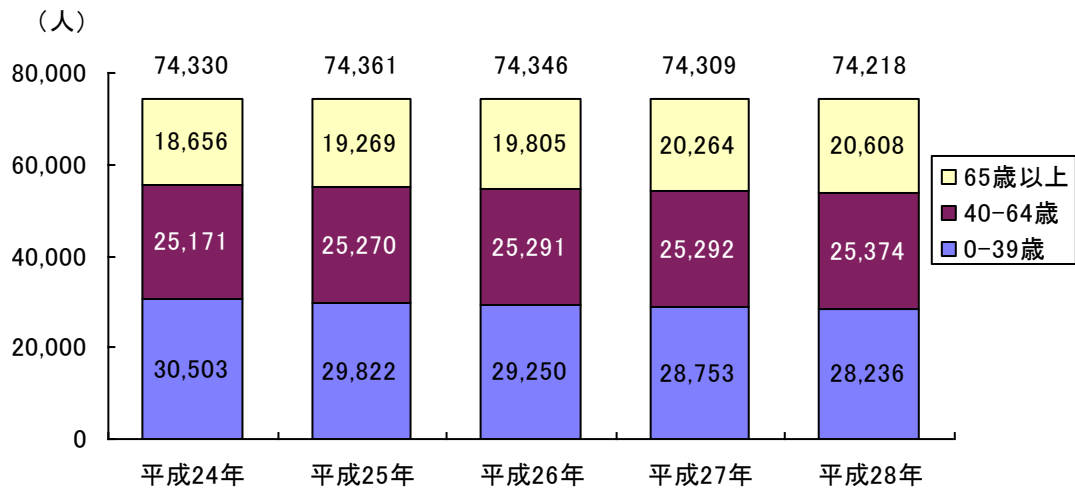
平成 24 年から平成 28 年にかけては、65 歳以上の人口は 1,952 人増と、引き続き増加が見込まれます。

■年齢別人口構成の推移



資料：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

■年齢別人口構成の推計

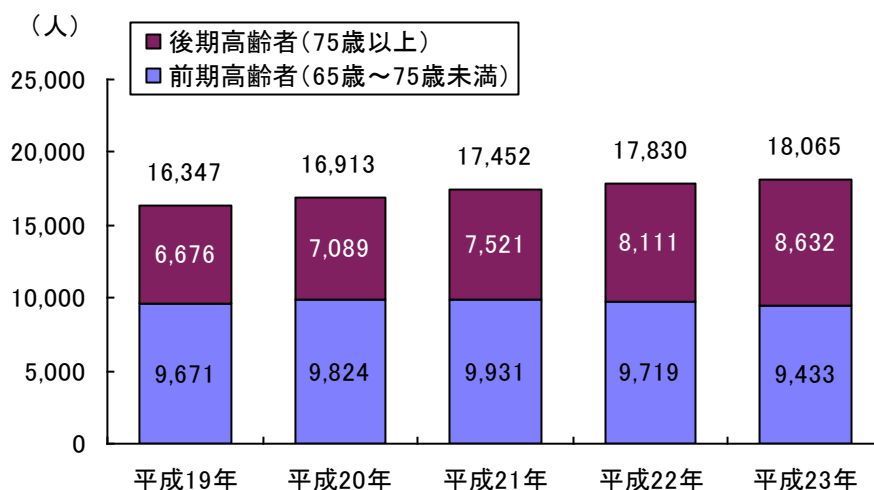


(3) 高齢者人口の推移・推計

平成 19 年から平成 23 年にかけて、前期高齢者は 238 人の減少、後期高齢者は 1,956 人の増加となっています。

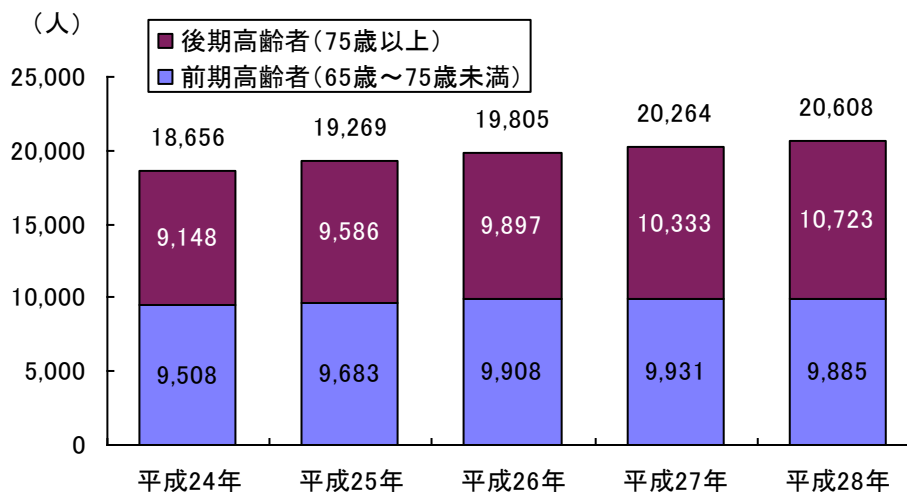
平成 24 年から平成 28 年にかけて、前期高齢者は 377 人の増加、後期高齢者は 1,575 人の増加が見込まれます。

■ 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

■ 高齢者人口の推計



2. 要介護認定者の状況

(1) 認定者数の推移・推計

平成 19 年から平成 23 年にかけて、認定者数は第 1 号被保険者で 616 人の増加となっています。また、認定者のうち、75 歳以上が 8 割強となっています。

平成 24 年から平成 28 年にかけて、認定者数は第 1 号被保険者で引き続き 575 人の増加が見込まれます。

■ 認定者数の推移

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
第 1 号被保険者	2,418	2,511	2,662	2,834	3,034
65～74 歳	452	472	509	497	518
75 歳以上	1,966	2,039	2,153	2,337	2,516
第 2 号被保険者	95	100	93	98	83
合 計	2,513	2,611	2,755	2,932	3,117

資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月 1 日現在）

■ 認定者数の推計

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
第 1 号被保険者	3,211	3,331	3,485	3,641	3,786
65～74 歳	539	541	543	567	590
75 歳以上	2,672	2,790	2,942	3,074	3,196
第 2 号被保険者	72	71	71	72	73
合 計	3,283	3,402	3,556	3,713	3,859

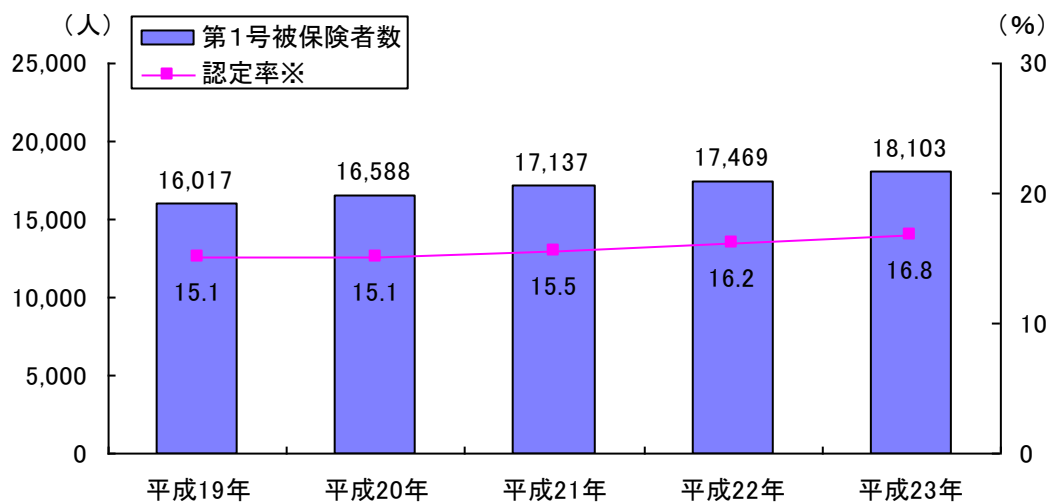
資料：高齢支援課

（２）第１号被保険者数と認定率の推移・推計

第１号被保険者数に対する認定者の割合（認定率）については、平成１９年から平成２３年にかけて、１.７ポイント上昇しています。

平成２４年から平成２８年にかけて、認定者の割合（認定率）は０.９ポイントの増加が見込まれます。

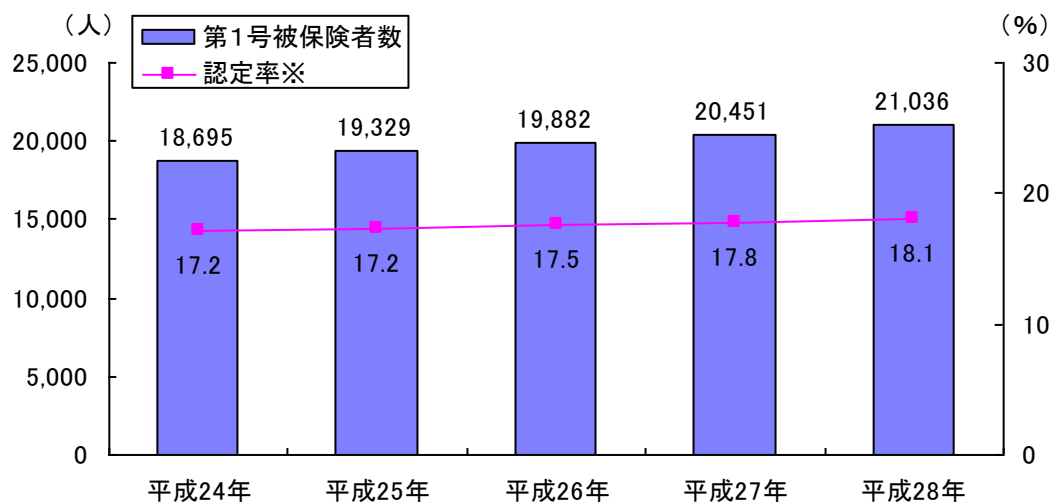
■第１号被保険者数と認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年１０月１日現在）

※第１号被保険者数に対する認定者の割合

■第１号被保険者数と認定率の推計

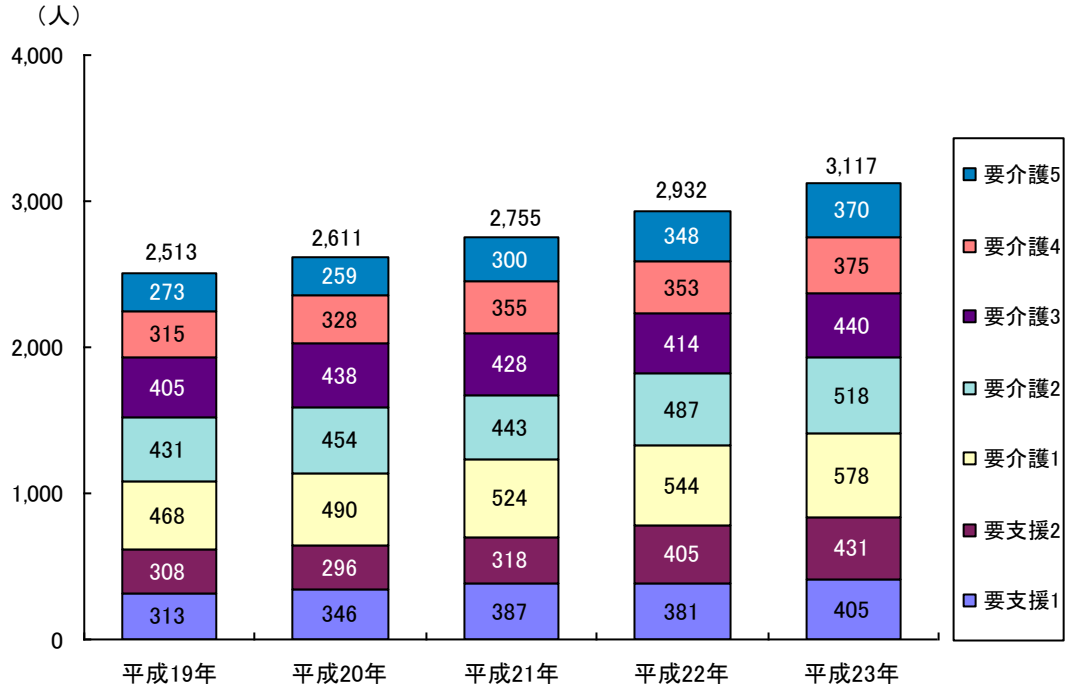


資料：高齢支援課

(3) 要介護度別認定者数の推移・推計

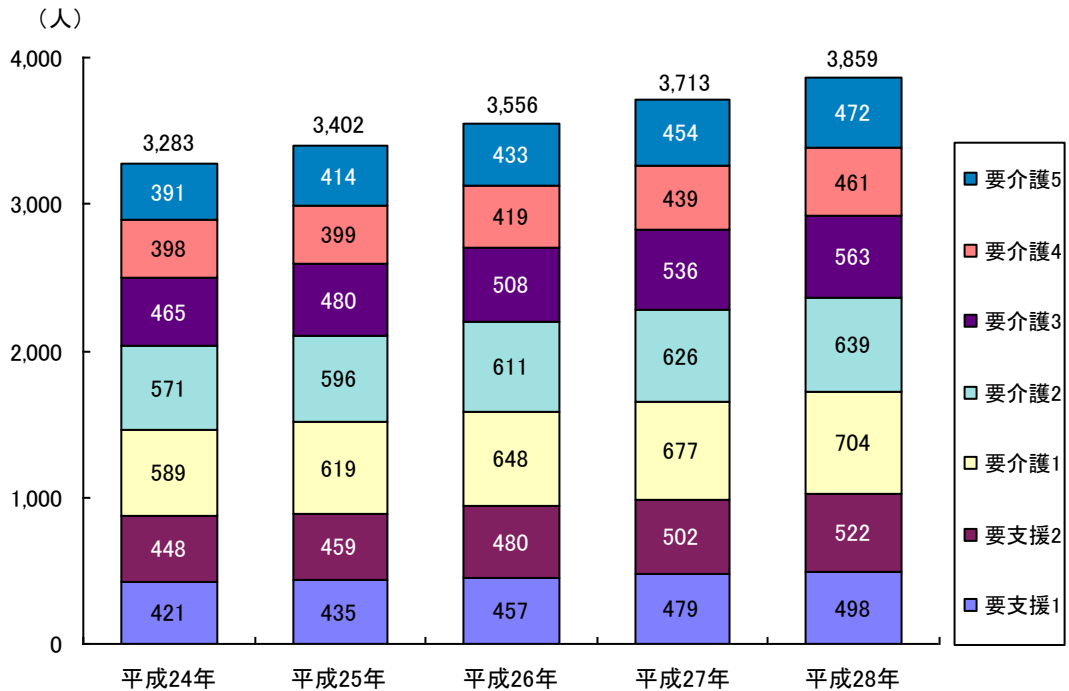
要介護度別の認定者数の推移・推計は次の通りとなっています。

■要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月 1 日現在）

■要介護度別認定者数の推計



資料：高齢支援課

3. アンケート調査結果より

平成 23 年 2 月から 3 月にかけて、① 65 歳以上の一般高齢者と要支援・要介護 1～2 の認定者、② 65 歳以上の要介護 3～5 の認定者、③ サービス提供事業者に対して、今後の高齢者保健福祉・介護保険事業を推進する上での課題やご意見をうかがいました。詳細は『清瀬市高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査判定報告書』および『65 歳以上の方と要支援・要介護 1～2 の認定者調査結果 補足資料（基礎資料）【単純集計グラフ】』としてまとめています。その中から、主な課題を抽出すると、次のとおりです。

調査対象	配布数	回収数	回収率
一般高齢者	1, 216	801	65. 9%
二次予防事業対象高齢者	297	229	77. 1%
要支援 1～要介護 2	583	366	62. 8%
要介護 3～5	409	215	52. 6%
サービス提供事業者	32	32	100. 0%
合計	2, 537	1, 643	64. 8%

（１）65 歳以上の一般高齢者と要支援・要介護 1～2 の認定者（軽度認定者）

項目	内容
世帯状況	・ “一人暮らし” が 22.6%、“配偶者と二人暮らし” が 33.3%。 ・ 一人暮らし世帯は、“持家” “公営賃貸住宅” がともに 42.3%。 ・ 配偶者と二人暮らし世帯は “持家” が約 6 割。
暮らしの状況	・ 生活が “苦しい” もしくは “やや苦しい” 世帯が 55.8%。 ・ その内、就労中は 13.1%。
相談の状況	・ 何かあったときに、家族や友人に相談しない割合は、一般高齢者が 8.7%、軽度認定者が 12.2%。
地域活動への参加状況	・ 一般高齢者では、参加割合が男性 39.1%、女性 55.5%、軽度認定者では、参加割合が男性 22.9%、女性 34.7%と、女性に比べて男性の参加率が低く、軽度認定者の参加割合が低い。
治療中（後遺症を含む）の病気の状況	・ 一般高齢者では、男女ともに 8 割以上の人が何らかの疾患をもつ。 ・ 軽度認定者では、男女ともにほとんどの人が何らかの疾患をもつ。
外出の頻度	・ 一般高齢者は 4 割以上が週に 4、5 日以上買物や散歩で外出、軽度認定者は 2 割未満。
趣味の有無	・ 趣味が “ない” 割合は、一般高齢者では 14.0%、軽度認定者では 34.2%。 ・ 生きがいが “ない” 割合は、一般高齢者では 11.9%、軽度認定者では 34.2%。
介護保険料について	・ 軽度認定者、一般高齢者ともに “これ以上は負担が多くなるので払えない” が 5 割超。 ・ 保険料の負担割合については、“所得の少ない人の負担を軽くし、所得の多い人の負担を多くしてほしい” といった、所得段階による負担割合の見直しを望む声が約 5 割。
権利擁護に関するサービスの認知度	・ 成年後見制度の認知度は約 5 割、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の認知度は 3 割未満。
日常生活の見守り	・ 日常生活の見守りの必要性については、一人暮らしの 28.2%が必要。 ・ 必要な見守りの種類については、“緊急通報用装置の設置” が、見守りを必要とする一人暮らしの 5 割以上、“人の訪問による見守り”、“電話による見守り” がそれぞれ 4 割以上。

項目	内容
日常の買物	・ 日常の買い物に困っている人は「一人暮らし」の高齢者の約2割。 ・ 困っている内容は、“重い物が持てないため1度に少量しか購入できない”が6割以上、“歩いて行けるところにお店がない”が一般高齢者の約5割。
将来についての不安	・ 将来の不安については、「病気」や「加齢に伴う身体機能の低下」、「自分や家族が介護の必要な状態になること」、「加齢に伴う物忘れ」などが上位。
介護が必要になった時の希望	・ 将来、介護が必要な状態になっても在宅での生活を希望する人が約6割、福祉施設への入所が約2割。
市が力を入れて欲しいこと	・ “特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実”、“寝たきり、要介護の高齢者に対する支援”、“健康管理”“ホームヘルパーなどの在宅サービスの充実”などが上位。

(2) 65 歳以上の要介護3～5の認定者（重度認定者）

項目		内容
世帯状況（施設入所者は入所前の状況）		・在宅生活者では、“一人暮らし世帯”が16.8%、“夫婦のみ世帯”が29.9%。 ・施設入居者では、“一人暮らし世帯”が28.4%、“夫婦のみ世帯”が18.2%。 ・“一人暮らし世帯”または“夫婦のみ世帯”のうち、将来、親族との同居予定が“ある”は約2%。
在宅生活者の状況	相談相手	・相談相手は“ケアマネジャー”が9割超。
	制度・事業・施設の認知度	・成年後見制度の認知度は約5割。 ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の認知度は約2割。 ・地域包括支援センターの認知度は約5割。
	介護保険サービスの利用意向	・“福祉用具貸与”と“居宅介護支援”が8割以上。 ・今後も在宅での生活を希望する人が約7割。そのうち“夜間対応型訪問介護サービス”や“24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス”の利用意向はともに3割程度。 ・施設入所を希望する人は約2割。うち、約半数はユニット型の施設を希望。
	市の保健福祉サービスの利用状況	・“紙おむつの支給”が約4割、利用意向も最も高い。 ・社会福祉協議会やNPO等のサービスは利用者が少ないが利用希望あり。
	今後の希望	・“現在の在宅での生活を続けたい”が約7割、“施設等で暮らしたい”が約2割。
施設入所の状況	施設入所の理由	・“専門的なケアが必要だったから”が4割弱。
	施設入所後の状況	・施設に入所して、“体調がよくなった”が2割超。一方で“金銭的な負担が増えた”も3割弱。
	今後の意向	・今後も施設での生活を希望する人は約6割。
介護者の状況	介護者の状況	・在宅生活者の8割以上は介護者あり。 ・そのうち65～74 歳が約3割、75 歳以上が約2割。
	主な介護者が困っていること	・“自分の時間が持てない”“身体的・精神的な負担が大きい”がそれぞれ約4割。
介護保険サービス利用による生活上の変化		・“精神的に楽になった”が33.6%、“体調がよくなった”が29.0%、“金銭的な負担が増えた”が27.1%。
介護保険料について		・“これ以上は負担が多くなるので払えない”が約4割。 ・“所得の少ない人の負担を軽くし、所得の多い人の負担を多くしてほしい”といった、所得段階による負担割合の見直しを望む声が35.4%。
市に望むこと		“サービス事業者の質を向上する”が在宅生活者で41.1%、施設入所者では50.0%でともに最も高い。

(3) サービス提供事業者

項目	内容
介護予防・介護サービス・地域密着型サービスについて	・利用者の見込みは、介護予防・介護サービスともにおおむね“予定どおり”。
今後の予定	・介護予防サービスではおおむね“現状維持”。 ・“拡大”を予定しているサービスについては、“介護予防訪問介護”(7件)、“訪問介護”(9件)、“居宅介護支援”(8件)。
提供量が不足していると考ええるサービス	・介護予防サービスでは“通所リハビリテーション”“短期入所生活介護”がそれぞれ7件。 ・介護サービスでは“訪問リハビリテーション”“短期入所生活介護”がそれぞれ11件。 ・地域密着型サービスについては、介護予防サービスで“認知症対応型通所介護”が7件、介護サービスで“夜間対応型訪問介護”“認知症対応型通所介護”がそれぞれ12件。
運営上の問題点	・経済面では“報酬単価が低い”“運営コストが大きく利益が出にくい”など。 ・人材確保や雇用管理の面では“質の高い従業員の確保が困難”、“人材育成・教育をする余力がない”など。
24時間対応サービス	・「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」や「お泊まりデイサービス」への参入を考えている事業者は1割未満。
市に望むこと	“処遇困難者への対応”“サービス提供者の質向上のための研修の実施”など。

4. 前期計画の評価と課題

○健康づくり・介護予防について

- ・健康大学や健康まつり、各種の目的をもった健康づくり教室を積極的に開催し、多くの市民の方の参加がありました。
- ・特定健診については、実施計画で掲げた目標数値にむけて、今後も目標達成に向けて積極的な取り組みが必要です。
- ・地域包括支援センターにおいて実施している基本チェックリストにより二次予防事業対象者を把握しています。これまでの課題であった介護予防事業への参加者は増えてきていますが、今後も、多くの高齢者に関心と興味をもって参加いただけるような事業の企画が必要です。

○介護保険サービスについて

- ・22 年度実績においては、施設・居住系サービス、居宅サービスともに、見込みに比べて利用者が多くなっています。給付費全体では見込みに比べて少なくなっていますが、概ね計画どおりとなっています。
- ・地域密着型サービスなどの基盤整備については、21 年度に認知症グループホームの事業者を公募した結果、22 年度末には、認知症グループホーム 1 か所の整備が出来ました。
- ・介護給付の適正化への取り組みでは、東京都や実地指導の受託法人などと連携し、居宅介護支援事業所や訪問介護事業所、認知症グループホームなどへの実地指導を行い、事業所の健全な運営やケアマネジャーの適正なプラン作成やサービス提供の促進を図りました。今後も、事業者連絡会や集団指導、実地指導などにより給付の適正化と合わせ事業者・介護人材の育成支援が必要です。

○高齢者の安心・安全について

- ・一人暮らしや要介護状態にあることなどにより災害時に一人では避難ができない高齢者等の安全確保に向けた対策として、21 年度災害時要援護者対策に関する検討を行い報告書にまとめました。これを受けて、23 年度に災害時等要援護者登録制度を立ち上げ、登録を希望された方についての災害時要援護者名簿を整備しました。また、二次避難所（福祉避難所）の整備に向けた協議を社会福祉施設との間で進めています。今後は、要援護者対策の具体化に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・家族介護支援事業では、認知症に関する医療機関や福祉サービスなど地域の情報を織り交ぜ情報交換の場ともなっています。
- ・介護保険制度以外の高齢者を対象としたサービスは、市をはじめ各 NPO・民間団体により多様なサービスを提供していますが、厳しい運営状況の団体が少なくありません。今後も引き続き、介護保険制度等を補完するサービスの充実に向けて、団対等の支援と連携が必要です。

- ・高齢者の交通安全対策や火災等による住宅の安全対策、振り込め詐欺や消費者被害の防止対策について、関係機関・団体間で、情報交換を行っています。
- 今後も、高齢者が安全で安心して生活が送れるよう計画に沿って取組みを進める必要があります。

○相談・ケア体制について

- ・地域包括支援センターの基本的業務の充実と相談・ケア体制の構築に向けて、一定の成果が上がっていますが、今後の高齢者の増加に向けて、認知症高齢者や介護する家族への支援、高齢者虐待の対応、高齢者ふれあいネットワーク事業の充実や、地域包括ケアを実現していくための保健・医療・福祉の関係機関・団体・市民などとのネットワーク構築が課題です。

○地域密着型サービスの整備状況について

- ・認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）は、計画どおり平成 22 年度に 1 か所整備しました。
- ・平成 23 年度に計画していた小規模多機能型居宅介護と地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、改めて第 5 期事業計画の中に位置づける必要があります。
- ・今後も、引き続き介護保険制度等を補完するサービスの充実に向けて団体等の支援と連携が必要です。

5. 主な課題のまとめ

（１）健康づくり・介護予防の充実

本市でも、今後高齢者人口の継続的な増加が見込まれています。その中で、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと暮らすために、日常的な健康づくり・介護予防が課題です。

（２）社会参加や趣味・生きがいづくり

高齢者が豊かな生活を送るには、それぞれの趣味に応じた活動を行うとともに、地域の様々な人と接する機会をもつことが重要です。高齢者の社会参加と生きがいづくりの場や環境づくりが課題です。

（３）医療・介護の連携

高齢・重度の要介護認定者が増加するなかで、在宅でも安心して暮らせるよう、医療関係者と介護関係者が一層の連携を取れる仕組みを構築する必要があります。

（４）介護・介助者への支援

介護・介助者が高齢化するなかで、安心して介護・介助に取り組めるよう、介護・介助者への支援の充実が課題です。

（５）住まい・移動環境の整備

高齢者が安全で快適な日常生活を送る上で、住まいや道路、施設等のバリアフリー化をはじめ、交通機関の充実等が課題です。

（６）地域ぐるみの高齢者の見守り・支援

地域の関係機関・団体等が連携して、高齢者を地域全体で見守り、支える仕組みづくりが課題です。また、成年後見制度などの充実や、市民後見人の育成なども検討が必要です。

（７）介護保険制度の安定的な運営の確保

今後、一層要介護者等が増加し、利用者数も増大する中、必要な介護サービスの確保・充実と保険料負担とのバランスを図るなど、介護保険制度の安定的な運営に向けた取り組みが課題です。

第3節 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

清瀬市では、「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」をスローガンに高齢者施策として地域で助け合い支え合い高齢者がいきいきと安心して暮らせる地域社会の構築を目指しています。

また、平成12年に策定された清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）において、「高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち」を基本理念として高齢者保健福祉に関する施策事業を展開してきました。以降、平成21年に策定された高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画においても、この基本理念のもと、施策の展開を図っています。

本計画においても、本市の高齢者を取り巻く課題や、前期計画との継続性等を踏まえ、基本理念を引き続き次のとおり定め、高齢者保健福祉・介護保険事業の推進を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次のとおり5つの基本目標を定め、具体的施策の展開を図ります。

基本目標1 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす

障害や介護の必要の有無に関わらず、誰もが社会参加をしながらいきいきと暮らせるよう、多様化するニーズに対応した社会参加の場づくりや学習、地域活動の拡充を図ります。

基本目標2 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

いつまでも元気に過ごせるよう、意識啓発をはじめ、介護予防・健康づくりのための施策を推進します。

基本目標3 身近な地域相談・地域包括ケア体制の充実

身近な地区を中心とした相談体制の充実等、地域のさまざまな主体が連携して、住みよいまちづくりを推進します。

基本目標4 介護が必要となっても安心して暮らす

支援や介護が必要になっても、適切な支援や介護サービスが受けられるよう、高齢者支援・介護サービス基盤の充実を図ります。

基本目標5 住み慣れた地域で安心して暮らす

身近な地域を中心とした住民同士の支え合いや見守り活動を軸に、高齢者や要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを支援します。

3. 重点目標

本計画においては、本市の現状や課題を踏まえ、また「地域包括ケア」の視点から、次の5つを重点的な取り組みとして推進します。

1. 医療との連携強化

本市は、充実した医療機関の存在が特徴です。市内の医療機関と連携し、高齢者医療と在宅介護の充実を図ります。また、市内の医療関係者と連携し、各種検診の受診率の向上を図るとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及や定着を目指します。また、医療関係者と福祉関係者が情報を共有できるよう、高齢支援課や健康推進課、地域包括支援センターを中心に支援を行います。

2. 認知症支援策の充実

認知症についての理解の普及や、相談窓口の充実などを通じて、地域全体で認知症の高齢者やその家族を支援します。また、認知症の兆候をいち早くとらえ、早期に対応が開始できるよう、見守りや訪問体制の整備と、連絡・相談体制の充実を図ります。

3. 市民との協働による生活支援サービスの充実

生きがいづくりをはじめ、交通移動手段の確保など、高齢者が身近な地域で充実した生活を送れるよう、地域のさまざまな主体が連携協力しながら、高齢者の日常生活を切れ目なく支える各種サービスの提供を目指します。

4. 高齢者の居住に係る施策との連携

都や市の住まいに関連する計画との調和を図るとともに、市の関係各課と密接な連携をとりながら、高齢者の居住に配慮した住環境整備を推進します。また、住居内のバリアフリー化の支援を推進します。

5. 災害時要援護者の支援

23年3月11日に発生した東日本大震災のような災害に備え、市民、関係機関・団体などと連携した、災害時の安否確認や避難支援などの協力体制の構築を図ります。

第 2 章

各 論

第1節 一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために

障害や介護の必要の有無に関わらず、一人ひとりがその人らしく社会参加をしながらいきいきと暮らせるよう、地域交流の支援や、多様化するニーズに対応した社会参加の場づくりと学習、地域活動の拡充を図ります。

1. 地域で交流しながらいきいきと暮らす

（1）高齢者の活動支援・団体助成

- ・老人クラブ（健康づくり、友愛活動、奉仕活動）
- ・シルバー人材センター（就業機会の確保及び情報提供、生きがいづくり等）
- ・NPO 団体等（介護予防、配食サービス、移送サービス等）

（2）交流の場の充実

- ・老人いきいの家（市内 10 か所）
- ・老人福祉センター（野塩・松山・中清戸地域市民センター）
- ・サロンの整備や充実

（3）地域交流、参加の機会の充実

- ・世代間交流（子ども、学生等の若い世代との交流）
- ・敬老大会
- ・長寿者祝い訪問（福祉施設入所者交流等）
- ・介護の日

2. 技能や経験を活かし、教養を高めていきいきと暮らす

(1) 就労支援、経験や能力の活用場の充実

- ・シルバー人材センター（会員数：931 名 平成 23 年 10 月末現在）
- ・きよせ介護サポーター（登録数：167 名 平成 23 年 10 月末現在）

(2) 生涯学習環境の充実

- ・各種生涯学習事業（生涯学習スポーツ課）
- ・介護保険、介護予防等の出前講座

(3) スポーツ・レクリエーション環境の充実

- ・コミュニティプラザひまわりの活用等
- ・各種スポーツ大会
- ・軽スポーツや体操の普及や拡大

第2節 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために

いつまでも元気に過ごせるよう、健康についての意識啓発をはじめ、健康づくりのための施策を推進します。また、できるだけ要介護状態にならないよう、介護予防に関する取り組みの充実を図ります。

1. いつまでも健康で過ごすために

（１）知識の普及啓発・地域での活動支援

- ・健康まつり
- ・健康大学の講演会等
- ・各種健康講座等の開催
- ・保健師等による地域活動支援

（２）健康づくりの機会と場の充実

- ・体力テスト
- ・健康増進室（トレーニング）
- ・体力相談
- ・リズム体操
- ・腰痛・骨粗しょう症等予防教室
- ・歯の健康教室
- ・高齢者の食事教室
- ・ヘルシークッキング教室
- ・健康体操、各種体育講座

（３）健康管理体制の推進

- ・特定健康診査（74 歳まで）
- ・後期高齢者医療健康診査
- ・生活機能評価
- ・結核健診
- ・各種がん検診
- ・インフルエンザワクチン接種費用の一部助成
- ・肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成

2. できるだけ要介護状態とならないようにするために

（１）全ての高齢者を対象にした介護予防（一次予防）

①介護予防普及啓発事業

- ・介護予防等のパンフレット作成
- ・健康大学等の講演会
- ・介護予防教室等の開催
- ・栄養改善事業
- ・口腔機能向上事業

②地域介護予防活動支援事業

- ・健康づくり推進員等の育成支援
- ・各地域で実施している自主グループ育成支援

③一次予防事業評価事業

（２）要介護状態等となることの予防や悪化の防止（二次予防）

①二次予防事業対象者把握事業

②二次予防事業

- ・通所型・運動機能の向上事業
- ・介護予防の観点から効果が認められる事業
- ・訪問型介護予防事業

③二次予防事業対象者評価事業

第3節 身近な地域相談・地域包括ケア体制の充実

身近な地区を中心とした相談体制の充実等、地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアの充実に向けた体制づくりを推進します。

1. 生活圏域の設定と地域包括支援センターの充実

(1) 日常生活圏域の設定

本市では、前期計画において、市内全域を1圏域として日常生活圏域を設定し、サービス提供やケア体制の整備を図ってきました。

これは、本市の特徴としての市域の狭さ、サービス提供事業所の活動状況、地域包括支援センター等の関係機関の連携体制、広域医療・福祉施設の分布状況、保険料への影響等をもとに、効果的な圏域像について総合的に勘案し、設定されたものです。

本計画期間（平成24～26年度）においても、引き続き市内全域を1圏域として、サービス提供、ケア体制の整備・充実を図ります。

(2) 地域包括支援センター

①基本機能

3ヵ所の地域包括支援センターは協力機関である(高齢者在宅支援センター清雅とも連携し、次の基本的な機能を担います。

- ・介護予防ケアマネジメント業務
- ・総合的な相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

②運営にあたっての留意点

地域包括支援センターの業務は3つの専門職によって、相互に連携・協働しながら、チームとして実施します。(チームアプローチによる運営)

地域包括支援センターの運営にあたっては、保健・福祉・医療の専門職やボランティア等様々な関係者が相互に連携を図ります。(地域資源の連携・活用)

③地域包括支援センターの運営方法

地域包括支援センター	清瀬市 地域包括支援センター	きよせ社協 地域包括支援センター	きよせ信愛 地域包括支援センター
担当地域	中里、下宿、旭が丘	上清戸、中清戸、下清戸、元町	松山、竹丘、梅園、野塩
運営主体	清瀬市直営	社会福祉協議会	社会福祉法人
表記	市包括	社協包括	信愛包括
人口(人)	21,178	21,611	30,140
高齢者数(人)	5,588	4,741	7,555
65～74 歳(人)	3,275	2,577	3,662
高齢者（単身）	626	404	794
高齢者のみ(二人以上)	1,025	1,276	1,743
75 歳以上(人)	2,313	2,164	3,893
高齢者(単身)	667	639	1,340
高齢者のみ(二人以上)	590	582	1,035
高齢化率	26.4%	21.9%	25.1%
地域人口に占める 後期高齢者割合	10.9%	10.0%	12.9%

※各地域の人口・高齢者数・高齢化率は、平成23年4月1日現在

■地域包括支援センター等の配置



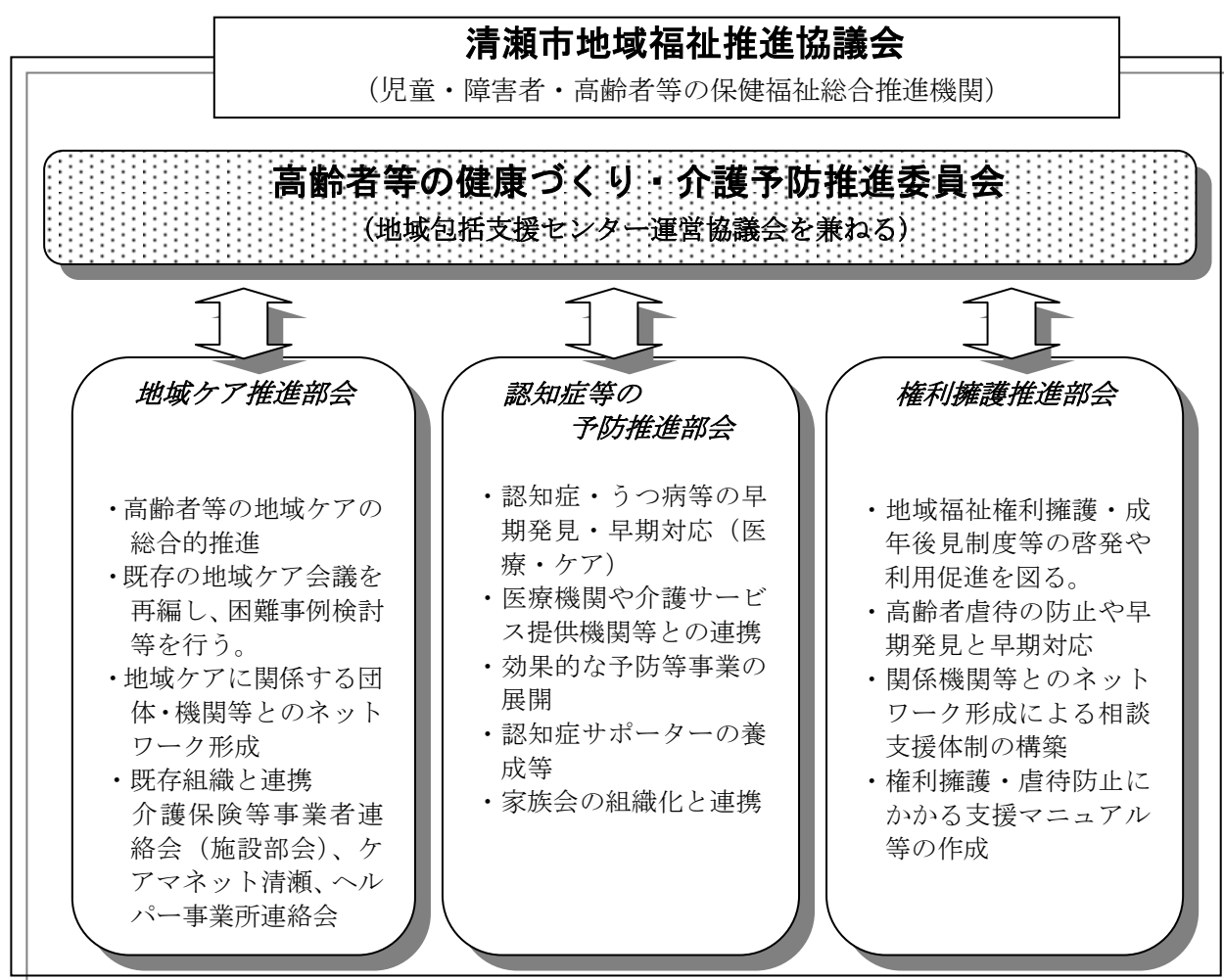
※④は、①の協力機関として、中里・下宿・旭が丘の地域の相談や介護保険申請・福祉サービス申請代行、高齢者事業（高齢者自立支援ネットワーク）の各業務を行う

アンケートによると、「清瀬市地域包括支援センター」の担当地域では、軽度認定者の“うつ”のリスクが他地域に比べ若干高くなっています。また、「きよせ社協地域包括支援センター」の担当地域では、“閉じこもり”“物忘れ”“認知機能障害”“手段的自立度低下”“知能能動性低下”“社会的役割低下”のリスクが他地域に比べそれぞれ若干高くなっています。そして、「きよせ信愛地域包括支援センター」の担当地域では、“転倒”“低栄養”“口腔機能”“日常生活動作低下”のリスクが他地域に比べ若干高くなっています。

また、団地等、各地域内でも局所的に高齢化が進んでいるところも見られます。地域包括支援センター等の運営に当たっては、こうした地域ごとの特徴を踏まえ、きめ細かい予防活動と、対応を進めていきます。

④地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営方針については、地域包括支援センター運営協議会の検討を経ることとし、公正・中立性を確保しつつ、円滑で適正な運営を図ります。



2. 地域における相談・ケア体制の充実

(1) 総合相談

3か所の地域包括支援センターと在宅介護支援センターを通じて、介護・福祉に関する相談を身近な地域で行う相談体制の強化を図っています。また、計4か所の支援センター間での情報共有と連携体制を強化し、相談機能の充実を図ります。また、関係機関・団体等とのネットワーク体制を充実し、課題の早期解決につなげます。

また、増加する認知症など、各種の対応困難事例への支援体制を充実するとともに、実践的な事例の研究会を実施するなど、対応力の強化を図ります。

(2) 地域ケアの総合的な推進

市民の手による健康づくりや見守り活動、ふれあい協力員や民生・児童委員を中心とした声かけ見守り活動等に対する支援を図ります。

また、社会福祉協議会やサービス提供事業所、NPOや関係機関、団体等と行政が力を合わせるとともに、広く地域住民と協働・連携し、地域ぐるみでの地域ケアの総合的な推進を目指します。

(3) 認知症の予防やケア体制の拡充に向けて

認知症高齢者等の把握を行うとともに、認知症サポート医との連携を強化し、認知症予防に向けた取り組みを進めるとともに、認知症の早期発見・早期対応を目指します。

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で可能な限り安心して暮らせるよう、チームケア体制の構築といった支援体制の充実と、サービスの質の向上に向けたケア技術の確立を図ります。

さらに、認知症高齢者と家族等の介護者の支援に向けて、認知症サポーターの養成をはじめとする地域の見守り・支援体制の充実を図ります。

（４）権利擁護の推進（高齢者虐待への対応を含む）

きよせ権利擁護センターを中心に、地域包括支援センターや消費生活センター等との連携を促進し、高齢者の権利擁護の総合的な推進を図ります。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、地域住民や関係機関等との連携体制の構築を図るとともに、虐待防止の対応マニュアル等を活用し、各種啓発活動等の推進を図ります。

そして、成年後見制度等についての普及啓発や利用の促進を図ります。

（５）苦情解決対応

苦情に対する迅速で適切な対応に向けて、サービス提供事業者をはじめ、都や国保連合会とも連携し、サービス利用上の課題へ適切に対応する体制づくりを進めます。

第4節 介護が必要となっても安心して暮らすために

支援や介護が必要になっても、適切な支援や介護サービスが受けられるよう、高齢者支援・介護サービス基盤を充実するとともに、利用者のニーズに合った予防給付・介護給付サービスの提供とサービス内容の充実を図ります。

1. 予防給付 ～要支援者を対象とするサービス～

（1）サービス提供・基盤整備の基本方針

①利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供

ほぼ自立した日常生活を送り、今後も状態を維持・改善できる可能性が高い方を対象に、利用者の状態像の特性を踏まえながら、「本人のできることはできる限り本人が行う」ことを基本としたサービス提供を図ります。

②ケアマネジメントを踏まえた目標指向型サービス提供

ケアプランと連動した目標設定を行い、目標の達成状況を評価する「目標指向型」のサービス提供を図ります。

③利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

利用者の個別性を踏まえ、利用者が積極的に活動し、参加しようとする意欲を高めるサービス提供と活動の実践を図ります。

④サービスプラン

長い間体を動かさず、筋力低下のために寝たきりとなる廃用症候群を予防し、機能を改善するとの観点から、日常生活の活発化、社会との関わりの機会の向上に資するサービスプランとします。

2. 予防給付サービス事業量の推計

◆計画期間の介護予防サービス量の見込み

(年間)

サービス区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
① 介護予防訪問介護				
	人数	3,806	4,020	4,215
② 介護予防訪問入浴介護				
	回数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
③ 介護予防訪問看護				
	回数	1,052	1,209	1,391
	(人数)	350	402	462
④ 介護予防訪問リハビリテーション				
	回数	65	74	84
	(人数)	17	19	21
⑤ 介護予防居宅療養管理指導				
	人数	526	589	655
⑥ 介護予防通所介護				
	人数	1,727	1,985	2,281
⑦ 介護予防通所リハビリテーション				
	人数	597	638	678
⑧ 介護予防短期入所生活介護				
	日数	383	459	573
	(人数)	74	89	102
⑨ 介護予防短期入所療養介護				
	日数	15	18	18
	(人数)	7	9	9
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護				
	人数	123	127	131
⑪ 介護予防福祉用具貸与				
	人数	1,540	1,801	2,081
⑫ 特定介護予防福祉用具販売				
	人数	90	94	98
(2) 地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護				
	回数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護				
	人数	0	36	72
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護				
	人数	0	0	0
(3) 住宅改修				
	人数	95	98	100
(4) 介護予防支援				
	人数	5,824	6,184	6,494

3. 介護給付 ～要介護者を対象とするサービス～

(1) サービス提供の基本方針

①在宅ケアの充実

通所系サービスとともに、医療ニーズに対応したサービス提供を促進し、在宅ケアの充実を図ります。

②利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供

市内の充実した医療・福祉関係機関等と連携し、医療ニーズの高い高齢者への対応を進めるなど、利用者の状態像の特性を踏まえた良質なサービス提供を図ります。

③利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

利用者本人の個性や意向に合ったサービス提供を通じて、意欲的に介護度の維持・改善が図られるよう努めます。

④要介護度の高い人を中心とした施設サービス

施設については、要介護度の高い人を中心にサービスが利用されるよう、26年度に向けて次のとおり目標値を定めます。

(2) 基本目標（平成26年度）

施設サービス利用者数の見込みにあたっては、在宅サービスの利用割合を高めるとともに、在宅では生活が困難な要介護度が高い人を施設利用者の中心としていく観点から、平成26年度における目標値（施設利用者のうち、要介護4・5の方の割合が70%以上）が国から示されています。

本市では、上記目標値もふまえつつ、本市の特性である豊かな医療・福祉施設を活用しながら、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、在宅サービスの充実、医療機関や各施設との連携を図り、在宅介護、施設介護の充実を図ります。

なお、介護医療型療養病床については、現行では平成24年3月31日までに他の施設へ移行することとなっていました。今回の制度改正により、6年間転換期限が延長されました。

■介護保険施設の年度別・整備状況（累計）

施設区分		平成 23 年度	第5期計画期間 (平成 24～26 年度)
		総数	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	7	7
	定員	534(290)	534
介護老人保健施設	施設数	3	3
	定員	265(71)	265
療養型医療施設	施設数	3	3
	定員	177(39)	177

※（ ）内の数字は、平成23年10月1日現在の清瀬市民の入所者数。

※介護老人福祉施設の数値には、市内5施設の他に市外2施設のベッド確保分を含む。

4. 介護給付サービス事業量の推計

◆計画期間の介護サービス量の見込み

(年間)

サービス区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス				
①訪問介護				
	回数	99,253	102,231	105,297
	(人数)	8,340	8,592	8,852
②訪問入浴介護				
	回数	3,945	4,418	4,909
	(人数)	823	914	1,016
③訪問看護				
	回数	15,046	16,550	18,205
	(人数)	3,096	3,240	3,396
④訪問リハビリテーション				
	回数	3,525	4,759	5,513
	(人数)	665	770	890
⑤居宅療養管理指導				
	人数	8,153	9,457	10,578
⑥通所介護				
	回数	67,540	76,321	86,242
	(人数)	8,199	9,101	10,102
⑦通所リハビリテーション				
	回数	16,988	18,517	20,184
	(人数)	2,569	2,725	2,889
⑧短期入所生活介護				
	回数	20,777	22,024	23,345
	(人数)	2,049	2,172	2,302
⑨短期入所療養介護				
	回数	1,094	1,105	1,127
	(人数)	156	159	162
⑩特定施設入居者生活介護				
	人数	1,160	1,290	1,434
⑪福祉用具貸与				
	人数	8,880	9,501	10,213
⑫特定福祉用具販売				
	人数	288	293	310
住宅改修				
	人数	187	204	220
居宅介護支援				
	人数	16,260	17,880	19,520
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設				
	人数	3,985	4,244	4,520
②介護老人保健施設				
	人数	1,814	1,850	1,905
③介護療養型医療施設				
	人数	820	820	820
④療養病床(医療保険適用)からの転換分				
	人数	0	0	0

5. 地域密着型サービス

（１）清瀬市における地域密着型サービスの方針

認知症や一人暮らし高齢者の増加に対応し、介護の必要な高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、地域密着型介護サービスの提供を行っています。

しかしながら、小規模な施設が主体となるため、事業者が運営の見通しが立てにくいなど課題をとまなうため、サービスの維持向上や新たなサービス提供に向けて、事業者との一層の連携や協力を求めながら、サービス基盤の充実を図ります。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が新設されました。今後、サービス需要と供給体制をみながら、実施について検討していきます。

②認知症対応型通所介護

認知症の方の専用の通所介護です。現在、市内２か所の施設があります。

③小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援するものです。今期計画期間中、あらたに２か所の整備を見込みます。

④認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、中程度の認知症状態にある要介護者が共同生活（５～９人程度）を行い、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けられるものです。今期計画期間中、あらたに１か所の整備を見込みます。

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模（２９人以下）となります。また、複数の小規模拠点（５名程度）が地域内で分散して提供される場合もあります。今期計画期間中、あらたに１か所の整備を見込みます。

⑥複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する「複合型サービス」が新設されました。今後、サービス需要と供給体制をみながら、実施について検討していきます。

■地域密着型サービスの年度別・整備計画（累計）

施設区分		平成 23 年度	第5期計画期間(平成 24～26 年度)
認知症対応型通所介護	施設数	2	2
小規模多機能型居宅介護	施設数	0	2
認知症対応型共同生活介護	施設数 (ユニット数)	3 (5)	4 (7)
	定員数	45	63
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	施設数	0	1
	定 員	0	29

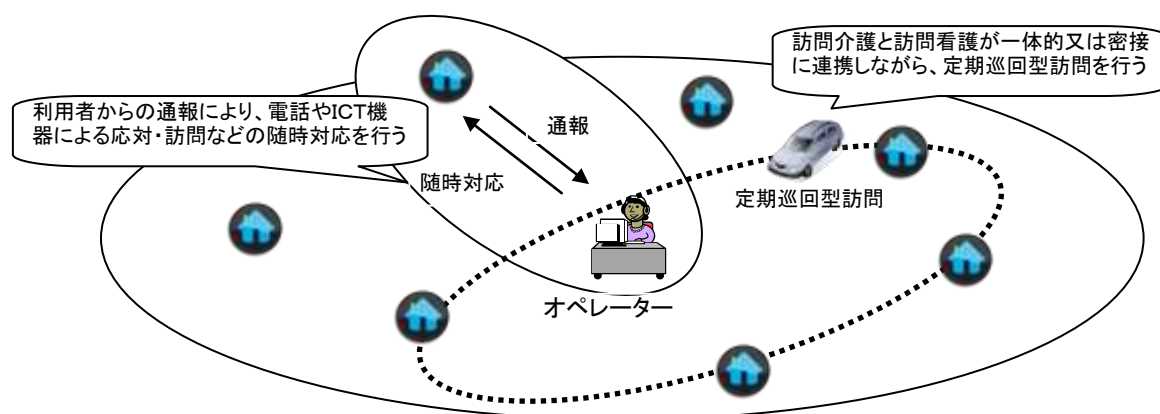
6. 地域密着型サービス事業量の推計

◆計画期間の地域密着型サービス量の見込み

(年間)

サービス区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数			
②認知症対応型通所介護	回数	3,820	3,877	3,892
	(人数)	444	449	462
③小規模多機能型居宅介護	人数	0	320	324
④認知症対応型共同生活介護	人数	624	864	864
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	168
⑥複合型サービス	人数			

■「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービス提供イメージ図



参考：社会保障審議会介護給付分科会資料

7. 介護保険サービス基盤の充実のために

（１）介護サービス事業者・従事者との連携及び支援

居宅・施設サービス提供事業所との連携・支援に向けて、介護保険事業者連絡会等での周知・啓発や研修会の開催、また第三者評価事業の実施を図ります。

また、ケアマネット清瀬やヘルパー連絡会（ケアパレット）等での研修や事例検討とともに、ケアマネジャーに対するサービス計画作成支援研修会の開催を推進します。

そして、医療・介護の連携推進に向けて、医療機関と介護保険サービス事業所との連携強化や、マニュアル等の整備、東京都の事業者情報公開システムの活用等により、サービスの質の確保・向上を図ります。

（２）保険者機能の役割

東京都の指導監督部署と連携し、指導監督を適切に行うとともに、計画的な実行体制の整備を進めます。地域に密着した各種事業所については、不正請求防止を含む介護給付費の適正化の観点から指導支援を行います。

また、介護基盤の整備については、清瀬市の社会資源の状況やニーズに基づき、適切な誘導整備を図ります。

（３）施設入所状況等について（待機者の状況）

介護保険施設の23年10月1日現在の入居状況は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が市内5施設、市外2施設で定員534人のうち清瀬市民の入所者は290人です。介護老人保健施設が3施設で定員265人のうち清瀬市民の入居者は71人です。療養型医療施設が3施設で定員177人のうち清瀬市民の入所者は39人です。なお、22年10月1日現在、市内の特別養護老人ホームへの入居待機者数は264人となっています。介護度別の内訳は、要介護3が54人、要介護4が56人、そして要介護5が58人となっています。これからも入所待機者が多い中、施設事業者に対して、清瀬市民の入所者の維持拡大を働きかけていきます。

（４）介護給付の適正化への取り組み

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、ケアプランの点検・住宅改修等に係る事前点検・医療情報との突合などを行うことで、介護給付の適正化を図ります。

（５）事業所に対する指導等

地域密着型サービスについては、市が事業所に対して指導等を行います。その他のサービスについては、東京都と市が連携して、実地指導などを行うほか、事業所の運営や各サービスが適正に提供されるよう事業者連絡会などと合わせて集団指導なども実施していきます。

8. 介護保険サービス給付費の見込み

(1) 給付費の見込み額

◆計画期間の介護サービス給付費の見込み

(年間)

サービス区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス			
①訪問介護			
給付費	422,608,493	445,429,352	469,482,537
②訪問入浴介護			
給付費	46,512,649	53,489,547	61,512,979
③訪問看護			
給付費	110,596,811	121,656,492	133,822,142
④訪問リハビリテーション			
給付費	19,141,888	25,841,549	33,594,014
⑤居宅療養管理指導			
給付費	61,107,830	72,718,317	82,800,000
⑥通所介護			
給付費	527,349,766	595,905,236	673,372,917
⑦通所リハビリテーション			
給付費	149,012,297	162,423,404	177,041,511
⑧短期入所生活介護			
給付費	191,419,736	230,425,792	259,229,015
⑨短期入所療養介護			
給付費	11,500,112	11,615,113	11,760,000
⑩特定施設入居者生活介護			
給付費	230,796,340	256,183,937	286,926,010
⑪福祉用具貸与			
給付費	129,007,584	139,766,383	150,389,000
⑫特定福祉用具販売			
給付費	6,904,694	7,050,000	7,300,000
地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
給付費			
②認知症対応型通所介護			
給付費	40,035,529	40,836,240	42,469,690
③小規模多機能型居宅介護			
給付費		56,623,000	57,536,000
④認知症対応型共同生活介護			
給付費	146,252,928	201,829,040	203,847,330
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費			45,089,000
⑥複合型サービス			
給付費			
住宅改修			
給付費	14,048,179	15,500,000	17,050,000
居宅介護支援			
給付費	218,463,624	242,494,623	269,169,031

(単位：円)

サービス区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設			
給付費	994,404,183	1,059,040,455	1,127,878,085
②介護老人保健施設			
給付費	471,548,481	490,410,421	510,026,837
③介護療養型医療施設			
給付費	298,679,279	298,679,279	298,679,279
④療養病床(医療保険適用)からの転換分			
給付費	0	0	0
介護給付費小計(Ⅰ)	4,089,390,403	4,527,918,180	4,918,975,377

◆計画期間の介護予防サービス給付費の見込み

(年間)

サービス区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス			
①介護予防訪問介護			
給付費	61,723,145	65,426,534	69,352,126
②介護予防訪問入浴介護			
給付費	0	0	0
③介護予防訪問看護			
給付費	6,811,588	7,901,443	9,165,673
④介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	264,437	314,443	384,000
⑤介護予防居宅療養管理指導			
給付費	3,451,488	3,856,824	4,505,784
⑥介護予防通所介護			
給付費	59,649,866	68,597,346	78,886,948
⑦介護予防通所リハビリテーション			
給付費	25,248,142	27,520,475	29,963,808
⑧介護予防短期入所生活介護			
給付費	2,513,508	3,267,560	4,247,829
⑨介護予防短期入所療養介護			
給付費	85,000	100,000	117,000
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	10,500,998	11,236,068	12,022,592
⑪介護予防福祉用具貸与			
給付費	10,784,349	12,941,219	15,529,463
⑫特定介護予防福祉用具販売			
給付費	1,896,741	2,010,000	2,102,500
地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護			
給付費	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	0	2,140,318	4,280,636
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	0	0	0
住宅改修			
給付費	7,300,823	7,500,000	7,650,000
介護予防支援			
給付費	25,679,613	27,785,341	30,014,964
予防給付費小計(Ⅱ)	215,909,698	240,597,571	268,223,323
総給付費合計(Ⅰ＋Ⅱ)	4,305,300,101	4,768,515,751	5,187,198,700

(単位：円)

第5節 住み慣れた地域で安心して暮らすために

高齢者の医療、認知症への支援、生活支援、住まいなど「地域包括ケア」の考え方に基づく、高齢者や要援護者への切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、身近な地域を中心とした住民同士の支え合いや見守り・防災防犯活動など、高齢者や要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを支援します。

1. 地域支援事業

(1) 介護給付費適正化事業

サービス利用者にサービスの給付状況を確認するため、介護給付通知を利用者に送付するほか、高齢者世帯へ制度解説のパンフレット等を配布し、適正な介護サービス利用を促進します。

(2) 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族に対して、家族介護者教室や転倒予防講座を実施します。また、アンケート調査等においても、家族介護者が高齢化するとともに、大きな負担を抱えていることがうかがえることから、家族介護者に対する相談や地域での連携、支え合いなどにより支援を図っていきます。

(3) その他の事業

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 福祉用具支援事業
- ・ 住宅改修支援事業

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は新しく創設された地域支援事業で、市町村（保険者）の判断により、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供するものです。

事業の実施にあたっては、地域の実情に応じたサービスの内容・サービスの費用・利用者負担の有無・サービス利用事業者の指定等について、市町村が決定することになります。このことから、事業を実施する場合には相当の準備期間が必要になりますので、実施に向けて検討していきます。

3. 高齢者一般福祉サービス（介護保険以外の福祉サービス）

（１）居宅サービス

高齢者が住宅で安心安全に生活が送れるよう、本人や家族等に生活支援や住環境の改善等の事業を行います。

①日常生活用具の給付等

- ・ 自立支援日常生活用具給付事業
- ・ 介護用品（紙おむつ）の支給
- ・ 家族介護慰労金給付事業
- ・ 徘徊探索サービス

②住宅内での安全を支えるサービス

- ・ 住宅改修予防給付・住宅設備改修給付事業
- ・ 緊急通報システム機器の貸与
- ・ 火災安全システム機器の給付
- ・ 寝具乾燥車の派遣
- ・ 火災警報器給付事業
- ・ 住宅改修アドバイザー事業

（２）社会福祉協議会で実施している事業

社会福祉協議会は、地域の福祉課題を市民や関係機関・団体と連携・協力しながらサービスの充実を図り、より良い福祉のまちづくりを目指します。

- ・ きよせ権利擁護センター「あいねっと」の運営
- ・ ふれんどサービス（有償ボランティア）
- ・ ふれあいコール（安否確認）
- ・ 車椅子貸出
- ・ 交通安全杖の頒布
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 地域福祉活動助成事業
- ・ きよせボランティアセンターの運営
- ・ きよせ介護サポーター事業等

（３）市内関係団体による高齢者の支援活動やサービス

高齢者が、閉じこもり・引きこもり等にならないよう、地域交流や生きがいづくり活動等を支援します。また、日常生活支援（家事援助・移送・配食等）を行っている団体との連携強化を図ります。

- ・友愛活動（市老連）
- ・芸能大会・ゲートボール等スポーツ大会等（市老連）
- ・ミニデイサービス（情報労連等）
- ・ホームヘルプ事業（悠々の会等）
- ・移送サービス（悠々の会等）
- ・配食サービス（NPO等）
- ・会食会（聖ヨゼフ、ボランティア団体）

4. 高齢者の住まいの充実

病気や加齢に伴い、住環境への対応が困難となる高齢者へ住まいの充実が必要です。市の高齢者住宅については、23年現在3か所ありますが、国の動きも踏まえながら、生活支援サービス付き高齢者向け住宅などと合わせて整備・普及を図ります。

また、URなど、市内の大規模な集合住宅では、高齢化の進行が著しくなっていることから、空部屋等を活用したサービス提供や見守り、介護予防などサロンの推進を図ります。

さらに、シルバーピア団らん室や老人いこいの家等で実施している高齢者の集いの場（サロン）等についても充実してきます。

- ・高齢者住宅
- ・都営シルバーピア生活協力員派遣事業
- ・ケアハウス
- ・サービス付高齢者住宅
- ・住宅のバリアフリー化
- ・サロンの整備・拠点づくり

5. 医療との連携強化

病院での治療を終えて自宅に戻った高齢者や医療の必要性が高い要介護者が、安心して在宅生活が送れるよう、医師やソーシャルワーカー、ケアマネジャー、訪問看護師、地域包括支援センター等のさまざまな関係者・関係機関が連携協力して、高齢者の在宅生活を支える仕組みを充実していきます。

- ・在宅医療の充実
- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及
- ・地域リハビリテーション支援センター事業の推進
- ・医療・介護情報の管理ツールの開発

6. 認知症支援策の充実

認知症高齢者本人や、その介護で悩んでいる家族を支援するため、認知症の早期発見・早期対応の体制を充実させ、地域全体で助け合い・支え合う仕組みづくりを充実していきます。

- ・認知症サポーターの継続的な養成
- ・認知症高齢者を介護する家族交流会（ゆりの会）の開催
- ・認知症サポート医との連携
- ・地域包括支援センターの相談支援窓口の充実
- ・認知症かかりつけ医等の情報提供
- ・介護者支援の充実
- ・「認知症サポーター養成講座・フォローアップ講座」などの勉強会の開催

7. 生活支援サービスの充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていく状況の中で、安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、介護保険サービスを一層充実していくとともに、介護保険外のきめ細かなサービス支援や地域の中での見守り等により、高齢者の生活を総合的に支援していく仕組みづくりを推進していきます。

- ・ふれあいネットワーク事業（ふれあい協力員やふれあい協力機関による見守り）
- ・移送サービス
- ・配食サービス
- ・ふれんどサービス事業（社会福祉協議会）
- ・自立支援日常生活用具の給付
- ・徘徊探索サービス
- ・紙おむつの支給等

8. 安心・安全のまちづくり

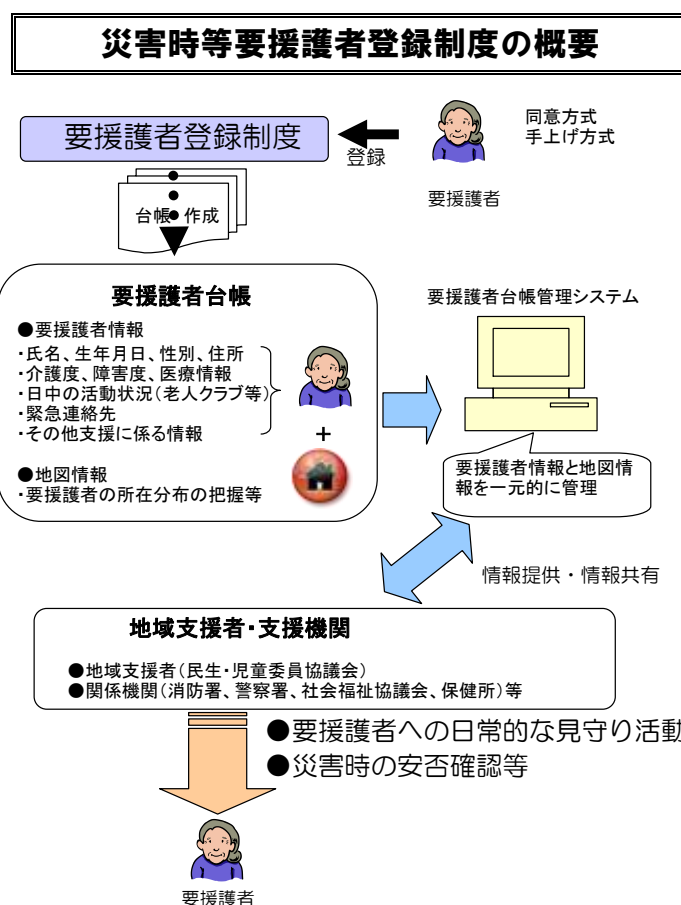
(1) 地域の防災対策の充実

街路や公園などの都市防災機能の強化、防災行政無線の充実、防災訓練・講習会の実施等の防災対策を推進するとともに、自主防災組織の充実を促進します。

(2) 災害時要援護者対策の充実

23年度に災害時等要援護者登録名簿の整備を行いました。さらにこれを進め、災害時要援護者に該当する人で、名簿に未登録の方に対する周知や勧奨を行います。また、二次避難所の整備や個別の避難支援プランの策定により、災害時の安否確認や避難支援などの協力体制の構築を図ります。

- ・ 災害時等要援護者名簿登録制度の充実
- ・ 自宅や避難所での生活が困難で介護などを必要とする方を受け入れる二次避難所（福祉避難所）の整備
- ・ 災害時要援護者支援マニュアルの策定
- ・ 災害時要援護者の個別の避難支援プランの作成
- ・ (仮称) 災害時要援護者対策連絡会の立ち上げ
- ・ 避難先でも医療・介護を適切に継続できるよう、医療・介護情報を管理するツールの開発



（３）住宅の安全対策

高齢者の住宅内での事故防止と安全確保に向けて、段差の解消や手すりの設置等、住宅のバリアフリー化を支援します。

また、火災や震災時の被害防止に向けて、火災報知器や家具の転倒防止器具の設置など、広報等を通じて普及を図ります。

（４）交通安全対策の強化

高齢者への交通安全教室の充実、反射材と高齢運転者標識（マーク）の普及、啓発パンフレットの配布、高齢運転者講習の実施等を通じて、高齢者の交通安全対策の強化を図ります。

（５）防犯対策

チラシの配布等による啓発活動、警察や金融機関等の連携し、振り込め詐欺をはじめとする高齢者の犯罪被害の防止活動を進めます。また、ひったくり等の犯罪発生の防止に向けて、地域での声かけ運動や自主防犯活動の支援を行います。

（６）消費者被害の防止

消費者被害の防止に向けて、消費生活センター等の関係機関と連携し、高齢者を狙った悪徳商法などに関する情報提供、消費者相談・消費者教育の充実を図ります。

- ・消費生活相談
- ・市報掲載、リーフレット等による普及・啓発

（７）見守りの充実

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、見守りが必要な方に対して、地域での見守り体制の充実を図ります。

（８）レスパイト対策の充実（家族介護者等への支援）

介護・介助負担の軽減を図るため、在宅生活を送る要介護認定高齢者を一時預かりできる介護保険サービスの提供や、認知症高齢者を介護する家族交流会の開催等を行います。

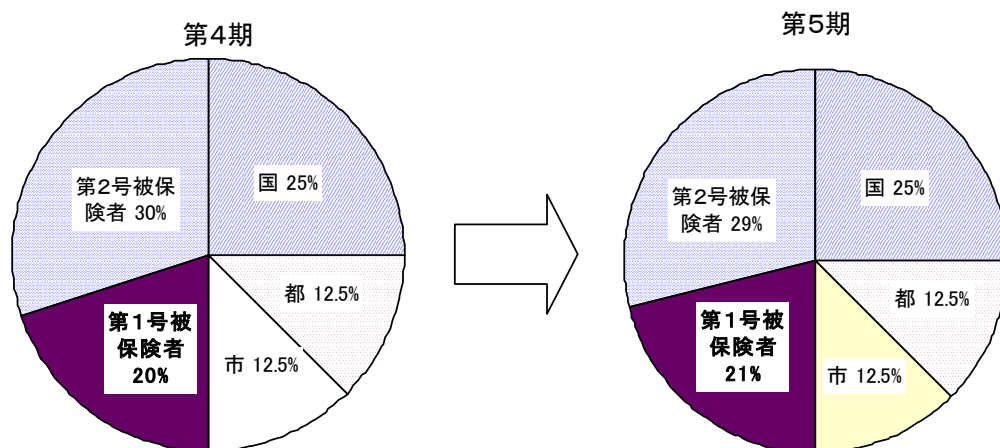
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・認知症高齢者を介護する家族交流会（ゆりの会）の開催

第6節 介護保険料の設定

1. 第1号被保険者の介護保険料の設定

(1) 介護保険の給付費の費用負担

介護保険の給付費（介護給付・予防給付）の費用は、公費負担が50%、保険料負担が50%と決められていますが、保険料負担のうち第1号被保険者の負担率が、第5期は21%に改正（第4期は20%）されることが予定されています。



※第1号被保険者の負担割合の推移

平成12～14年度 17%、平成15～17年度 18%、平成18～20年度 19%

平成21～23年度 20%

(2) 第1号被保険者の介護保険料の算定方法

第1号被保険者が保険料として負担する金額は、3年間の介護保険料サービスにかかる総給付費（介護給付・予防給付、地域支援事業費）に基づき、次のとおり算出します。

【第1号被保険者の月額保険料の算定方法】

$$\text{月額保険料 (基準額)} = \frac{\frac{\text{3年間の介護保険の給付費} + \text{3年間の地域支援事業費}}{\text{3年間の第1号被保険者数}} \times \text{負担割合 21\%}}{\div 3\text{年} \div 12\text{ヶ月}}$$

※他に、収納率及び段階別の基準額に対する割合等が関係します。

【参 考】

現時点では、介護報酬の改定や地域区分の見直しが決まっていないため、総給付費が確定していません。従いまして、第5期の介護保険料は、未算定となっています。

なお、介護保険料の動向としては、国では第4期の保険料が全国平均で4,160円であったものが、第5期では5,000円程度になると推計しています。

第3章

計画の 推進

1. 連携・協力による計画の推進

本計画の推進にあたっては、市民、行政、医療・保健・福祉関係機関、サービス事業所、関係団体等、地域のすべての人々が互いに連携・協力して取り組むことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、清瀬市が全庁的に取り組むとともに、保健、医療、福祉の関係機関をはじめ、保健福祉に係るさまざまなNPOや民間団体との連携・協力を図りながら計画の着実な推進を図ります。

2. 人材の育成・確保

高齢者と、高齢者を支える家族等が地域で安心して暮らすためには、地域住民のさまざまな支援や見守りが必要です。本市では公的な医療・保健・福祉サービスとともに、民生・児童委員、ボランティア等の身近な活動が高齢者の安心を支えています。今後も、高齢者を支える活動を支援するとともに、高齢者を支える人材が活躍できるよう、関係機関との連絡・調整に努めます。

また、事業所等が介護保険サービスをはじめとする高齢者福祉サービスを円滑に提供できるよう、人材育成と人材確保に向けた支援を行います。

3. 計画の周知

本計画の実施にあたっては、高齢者保健福祉に関わる全ての市民への周知を図り、意識啓発を行い、連携を図りながら推進していくことが重要となります。

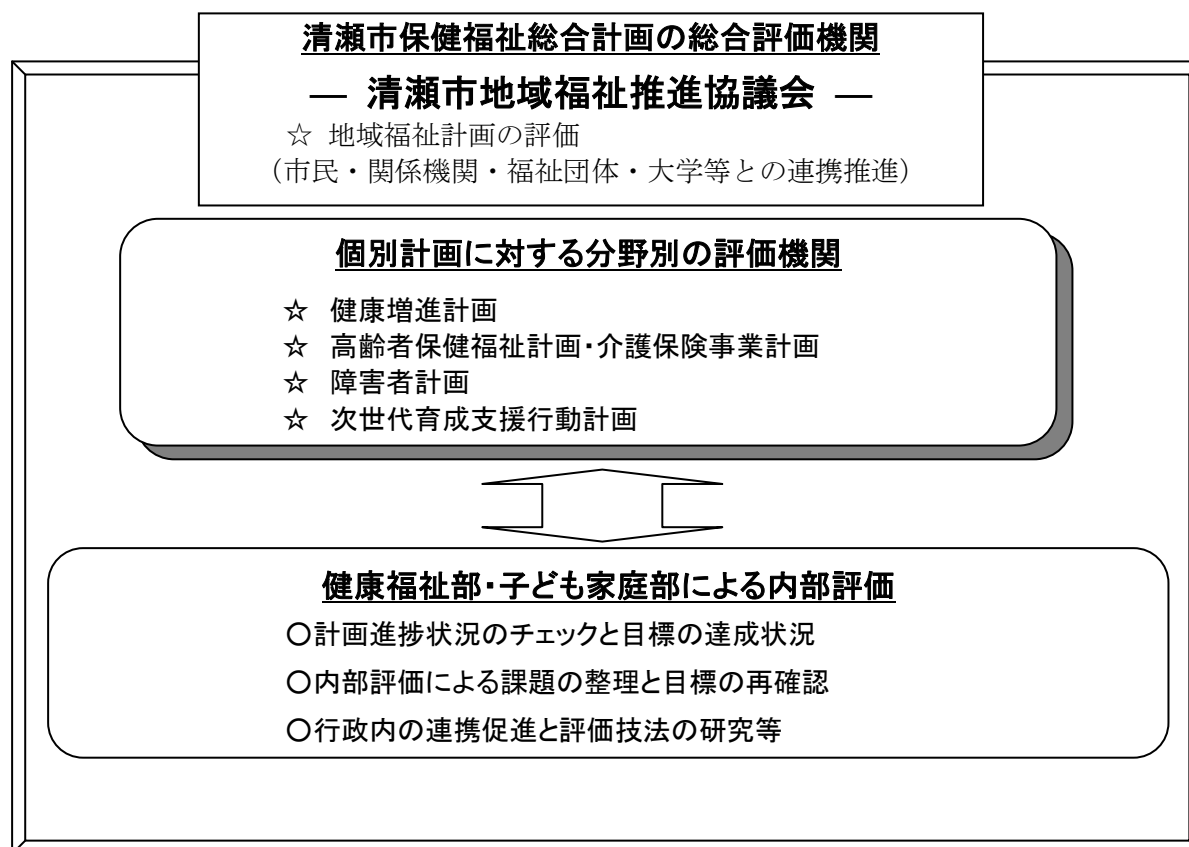
広報紙やホームページをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

4. 計画の進行管理・評価と総合的推進

本計画の実施については、関係機関や市民代表等から構成される「清瀬市地域福祉推進協議会」をはじめとする複数の協議体における審議を通じて計画の進捗、諸目標の達成状況の点検・評価を行います。

また、本計画の推進にあたっては、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会やボランティア団体、NPO、並びに保健・医療・福祉・介護関係機関等との連携を踏まえ、目標の達成に努めます。

なお、本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育、住宅、就労、環境、まちづくりなど市民の生活関連分野と深くかかわります。従って、市民との協力協働をより円滑で実りあるものとするため、庁内関係部署及び関係機関、団体等との一層の連携に努め、計画の総合的な推進を図ります。



資料編

1 事業所等ヒアリング調査結果より

平成 23 年 8 月 15～19 日にかけて、市内の事業所や団体、地域包括支援センターに対してヒアリング調査を実施しました。主な内容は次のとおりです。

○居宅サービス提供事業所

項目	内容
運営上の課題	・看護師の確保。(資格者の確保) ・訪問看護のスキルを上げる必要がある。 ・各事業所と顔を合わせた意見交換が必要。 ・災害時の対応。 ・訪問介護のヘルパー、土日・夜間の確保が困難。 ・訪問入浴・訪問介護は慢性的にサービスの供給が足りない。
今後の事業展開について	24 時間対応サービスについて ・24 時間対応サービスの検討にあたって、看護師の確保が困難。 ・24 時間サービスは「包括報酬」なので、まずやる人がいない。市でもあまり需要は無い。在宅でヘルパーが来るのを待つより、誰かがいるところに入院・入所する方が本人も家族も安心。在宅の限界はある。 ・24 時間サービスは必要と考えている。しかし人不足や経費の問題のため、やりたくてもできない。 小規模多機能型サービスについて ・小規模多機能型サービスについては、黒字化が難しいと思われる。 ・初期の認知症などの方は、小規模多機能型の施設に入った方がやる気が出たり、予防になったりするのではないかと。 ・重症で退院を迫られるケースが多い。小規模多機能事業所が受け皿としてある程度あるとよい。地域医療に熱心な医者がいることが前提。
介護保険法改正への対応について	・在宅ケアを推進する上では、さまざまな職種の方が連携して取り組む必要がある。現状、考え方の違いなど、問題が少なくない。 ・実際の家族のニーズは、できるだけ施設に入りたいということ。国の誘導する小規模多機能や、在宅という方向とは合致しない。
今後重点的に取り組むべきこと	認知症対策 ・認知症の患者の家族に、同じく認知症や精神疾患があるケースが多くなっている。 ・介護者に、家族の認知症を認めさせる取り組みが必要。 ・65 歳未満の若年認知症に対応するサービスがない。若いから力が強く、対応が難しい。 ・若年性の認知症に対応する専門の訓練を受けた介護者の育成が必要。 ・うつ症状が出るケースが多くなっているため、うつに対する知識、治療も合わせてやっていく必要がある。専門医との連携も必要。 ・認知に問題のない男性が楽しめるデイサービスが必要。 ・従事者へのメンタルケアなど、環境を整える必要がある。 ・家族との相互理解を深める。

項目	内容
市への要望	・清瀬市では、ケースバイケースで柔軟な対応をしてもらっている。そこをこれからも大事にしてほしい。 ・市民が介護保険制度について理解する機会を増やす必要がある。 ・虐待・認知症など困難ケースが今後増えると見込まれるので、地域包括支援センターの体制強化をしてほしい。 ・地域のヘルパー事業所同士のつながりができるような仕組み・機会を。 ・行政も単身世帯の方などが、できるだけ活動的な生活を送れるような支援を行ってもらいたい。 ・家から買い物などに行けなくなっていったときのケアを考えていく必要がある。特に自分から情報を発信できない人に対するケアが重要。

○施設サービス提供事業所

項目	内容
運営上の課題	・看護師の確保。 ・身体介護を提供するには、ヘルパーの技術力が必要。 ・ヘルパーの高齢化。 ・認知症を伴う患者が急速に増えている。ヘルパーを拒否するケースが多い。 ・建て替えなどについても特養はどこも悩んでいる。
今後の事業展開について	・(医療と介護の連携)医療病床の転換。全 164 床。そのうちのいくつかを、緊急用として地域の方が利用できるようにしたい。
介護保険法改正への対応について	・訪問が必要な状況か、アセスメントするための 24 時間電話対応の整備がまず重要。 ・「地域ケアシステム」の構築にあたっては、小規模多機能などは重要な役割を果たしていくと思われる。ただし、事業として成り立つのかどうかは非常に重要な要素。
今後重点的に取り組むべきこと	・まずは、24 時間相談できる体制・人材の確保を。 ・リハビリができるデイサービスのニーズが高い。短時間でも良い。そうしたサービスの整備が今後重要。 ・体を動かしたいが、場が無い。
市への要望	・災害時のガソリンの確保 ・誰でも定期参加できる勉強会・情報交換・議論の場の創設 ・市では配食サービスが足りない。 ・24 時間対応へのサービスについては、間違いなくニーズはあると思う。サービスがないから、やむを得ず施設に入っている部分もあると感じる。市の助成金などもうまく活用して、まずは 24 時間の相談などやってほしい。 ・サービスの地域的な偏在。人口のばらつきもあるのだろうが、サービス提供のバランス化を。 ・困ったときにまず駆け込める場所・窓口が必要。 ・サービスに結びつかない方をどう支援していくかを考える必要がある。 ・個人情報の取り扱いのハードルを下げることも場合によっては必要。市で検討すべき。
その他	・災害を受けて、2次避難所的な役割を当施設が担うことについて、協力したい。 ・(地域包括ケア)包括が 24 時間体制で、地域の声を拾えるようにすることが、大前提。

○介護保険外サービス提供事業所

項目	内容
運営上の課題	・人材の育成。
今後の事業展開について	・一人暮らし、二人暮らし高齢者に、安心の配食を行っていききたい。 ・口コミで広げていきたい。
介護保険法改正への対応について	・(住環境の整備)ワイワイ長屋的なもので、目に見えていきいきとすることがある。人と人の交わりを確保できる形の住まいの工夫が必要。
今後重点的に取り組むべきこと	・認知症の方への対応方法を、従事者が学ぶ必要がある。 ・社会貢献をする「場」「仕組み」づくりが重要。そうした「生きがいづくり」を充実すれば、介護の世話になる時期が遅らせられるのではないかと。 ・高齢者が集える場とともに、集いあえる人間関係づくりが重要。
市への要望	・市でネッククーラーを配布したことはよかった。75 歳以上の独り暮らしの方の家に訪問することができた。民生委員一人にまかせるのではなく、広く市民が連携して、地域の高齢者の見守りなどをする体制を作る必要がある。
その他	・近所づきあいが無くなっており、高齢者の異変を把握しきれない。 ・高齢者が「役に立つ」「地域貢献できる」ことが求められる。

○地域包括支援センター

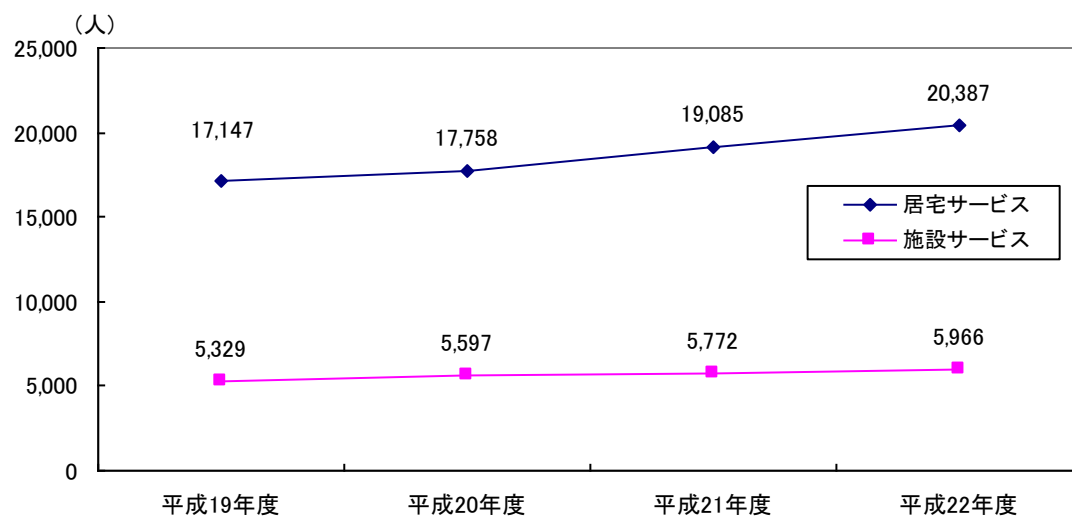
項目	内容
運営上の課題	・予防給付のケアプラン作成に追われ、本来の業務である健康づくり、介護予防の事業展開が進まない。
今後の事業展開について	・サロン活動と連携して、介護予防や地域包括の認知度向上、権利擁護の認知度向上などを図りたい。 ・サロンの立ち上げについては、場所の確保が難しい。
介護保険法改正への対応について	・社協で後見人の育成事業を行っており、1名の市民後見人が出た。今後も増やしていきたい。社協が法人として、法人後見をしていきたい。
今後重点的に取り組むべきこと	・24 時間体制の整備は必須。医療連携が欠かせない。往診医との連携、救急医との連携が課題。 ・包括ごとの地域ケア会議(事例検討会)を開催していく。
市への要望	・地域包括支援センターのランチの増設。 ・市独自の研修会を実施すべき。底上げの研修。新しいケアマネジャーが入ってくると、個別の事業所のみで基礎的な研修をするのが困難になっている。 ・施設の充当率が市は高い。慎重にする必要がある。 ・清瀬の情報審議会に、65 歳以上リストは、地域包括に出すよう提案してほしい。

2 介護保険サービス受給者の状況

(1) 居宅・施設サービス受給者の推移

◆介護保健サービスの受給者は、平成19年度以降、居宅サービス、施設サービスともに利用者は増加傾向で推移しています。

◇居宅・施設サービス受給者数の推移



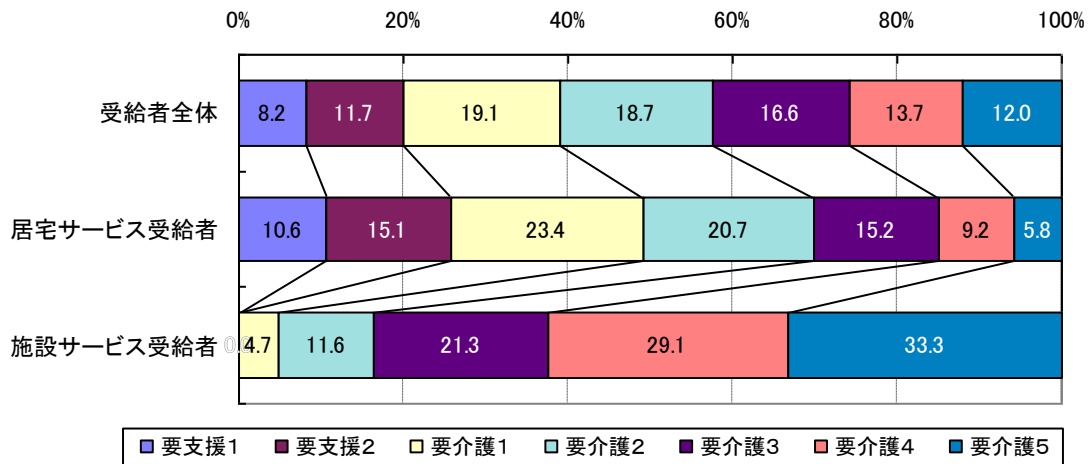
※居宅サービスに認知症対応型、特定施設を含む。

資料：国保連合会（各年度年間計）

（２）要介護度別の受給者の状況

◆居宅サービス受給者は要支援 1～要介護 2 が約 7 割を占めています。施設サービス受給者では要介護 4～5 が 6 割以上を占めています。

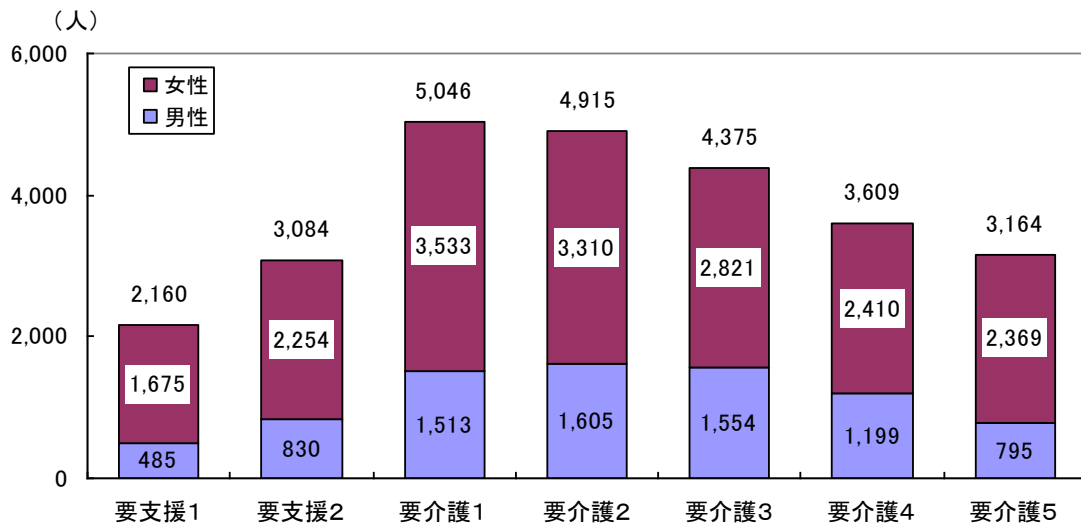
◇受給者全体及び居宅・施設サービス別の要介護度



資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

◆すべての要介護度で、女性の割合が男性の 2～3 倍となっています。

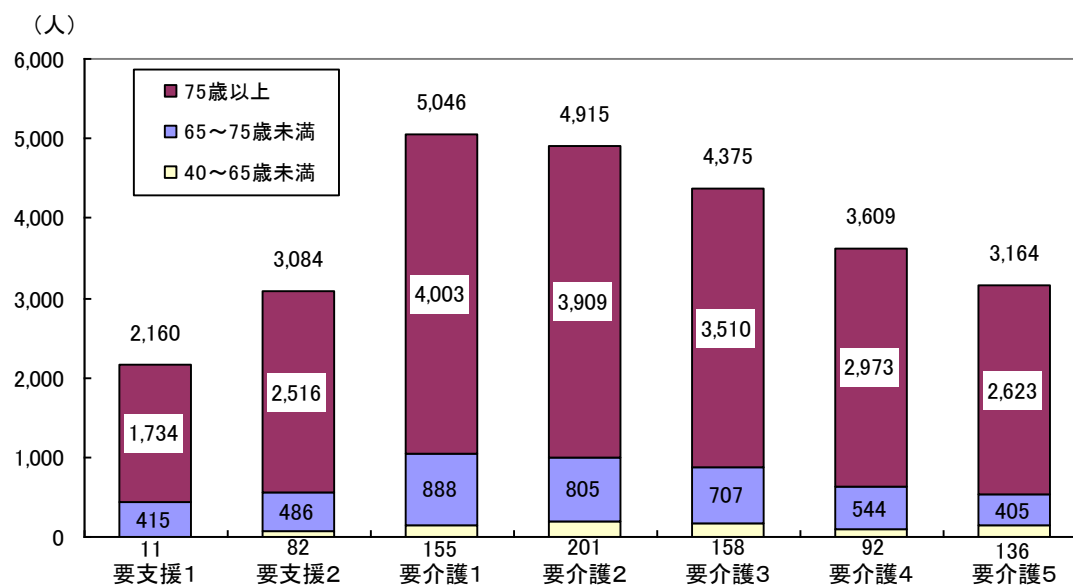
◇要介護度別の男女別受給者数



資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

◆すべての要介護度で 75 歳以上の後期高齢者が 8 割前後と高い割合を占めています。

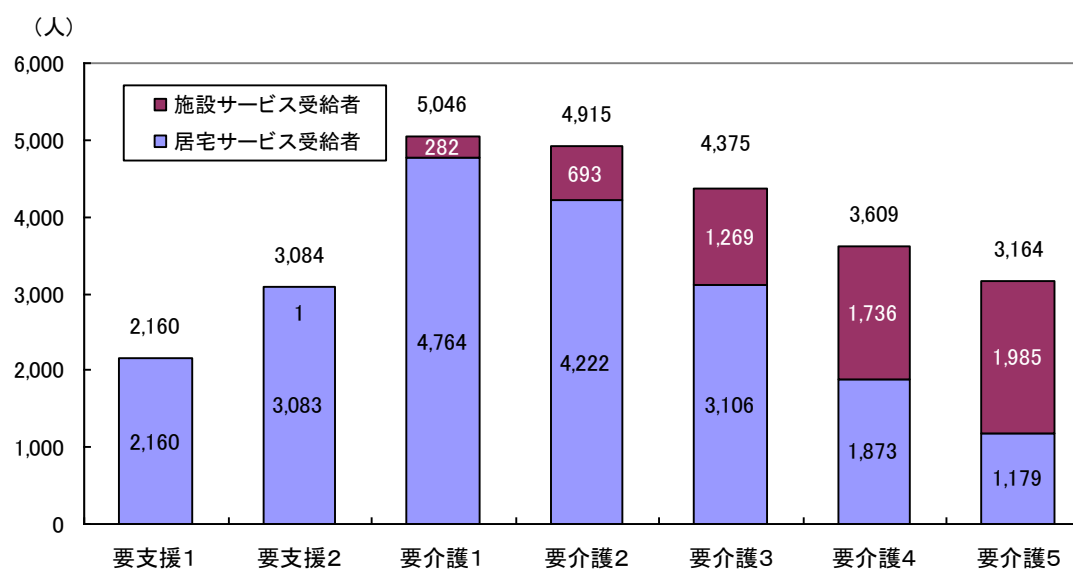
◇要介護度別の年齢別受給者数



資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

◆要介護度が高くなるにつれて施設サービス受給者の割合が高くなり、要介護 3 で約 3 割、要介護 4 で約 5 割、要介護 5 では 6 割以上が施設サービス受給者となっています。

◇要介護度別の居宅・施設サービス受給者数



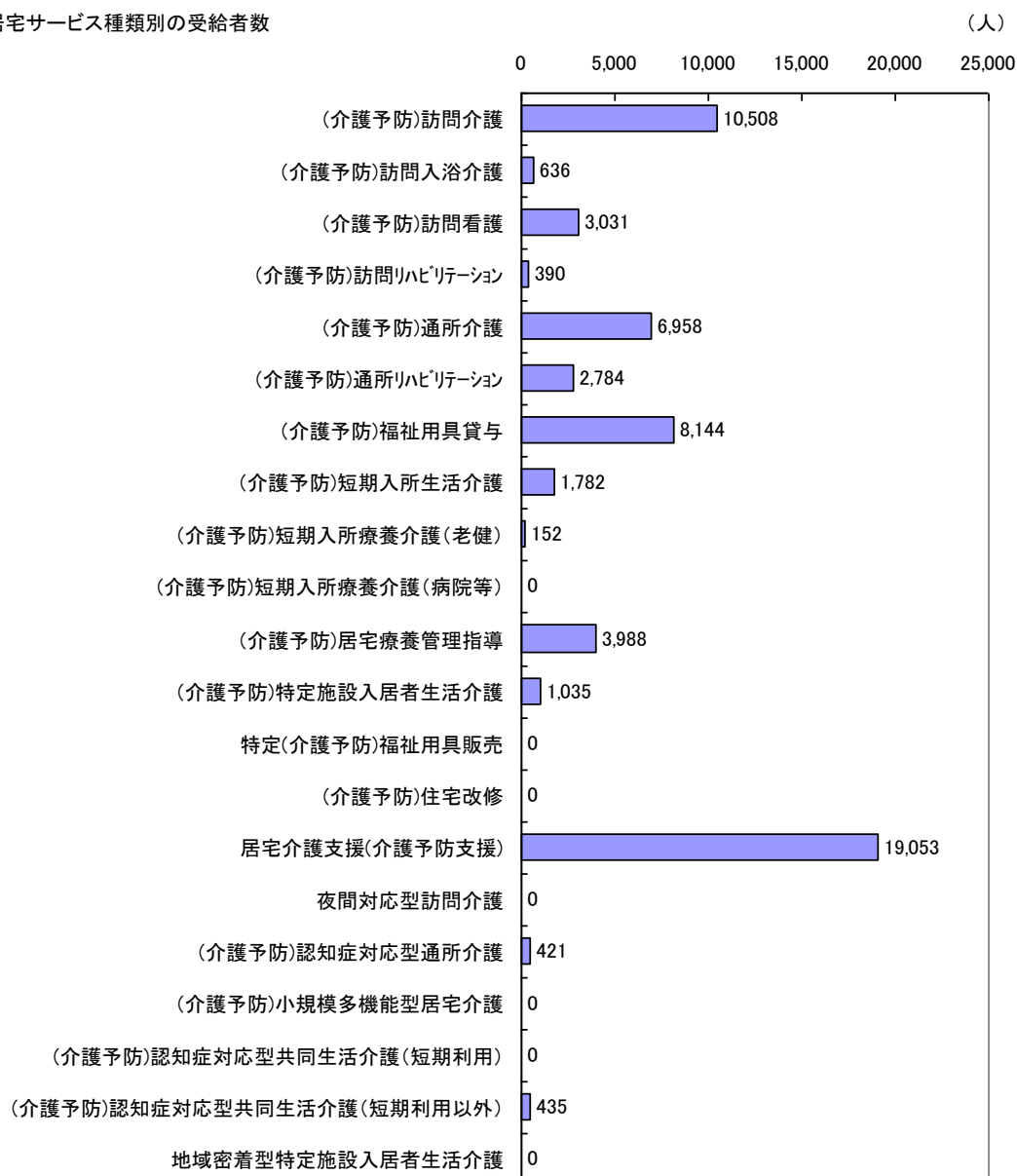
資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

3 介護保険サービスの利用状況

(1) 居宅サービス

◆居宅サービスについては、居宅介護支援（介護予防支援）を年間延べ約 19,000 人が利用し、次いで（介護予防）訪問介護を約 10,000 人、（介護予防）福祉用具貸与が年間延べ約 8,000 人、（介護予防）通所介護などが年間延べ約 7,000 人の利用となっています。

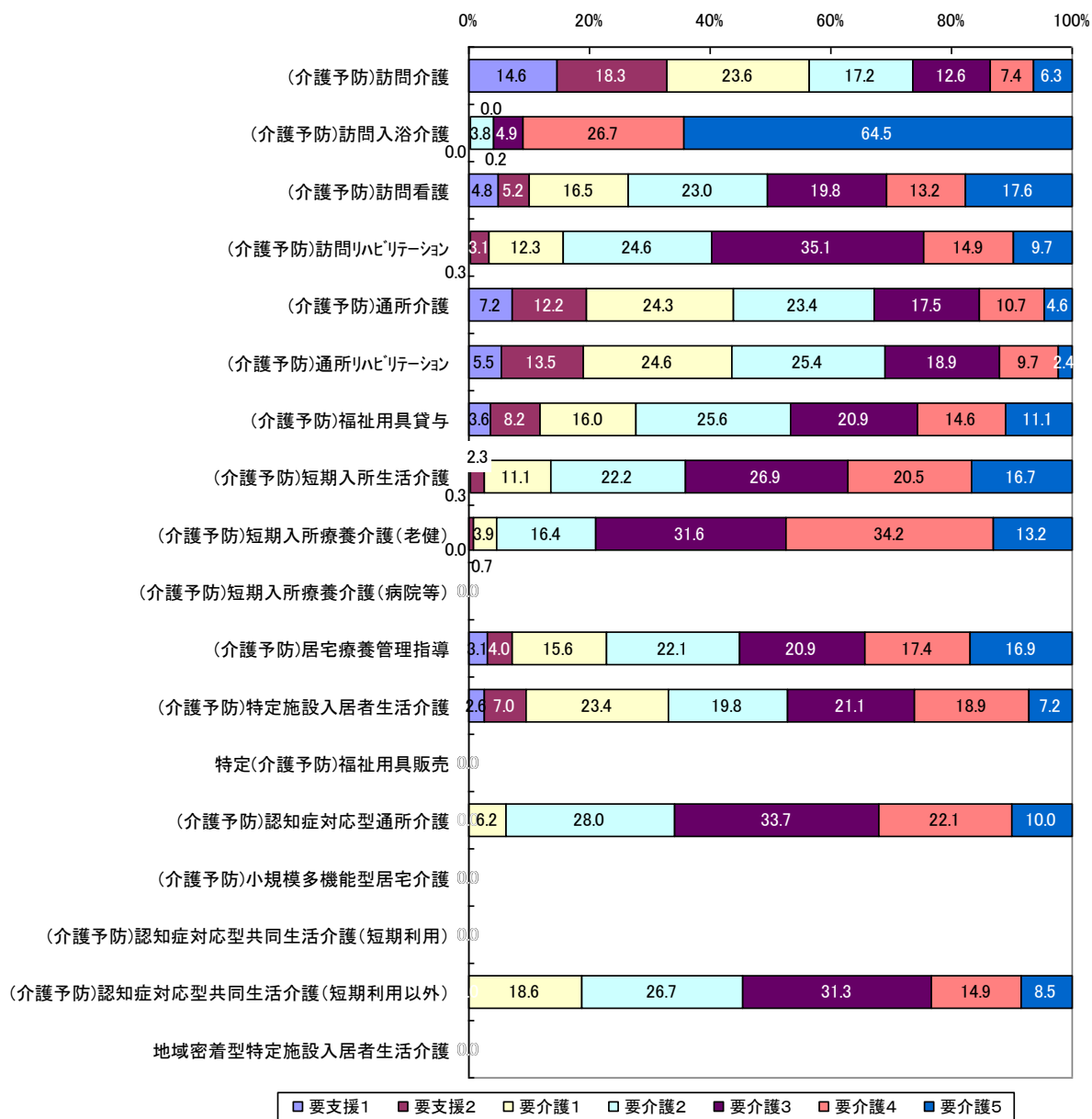
◇居宅サービス種類別の受給者数



資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

◆居宅サービス種類別の要介護度は下図の通りとなっています。

◇居宅サービス種類ごとの受給者の要介護度別構成割合

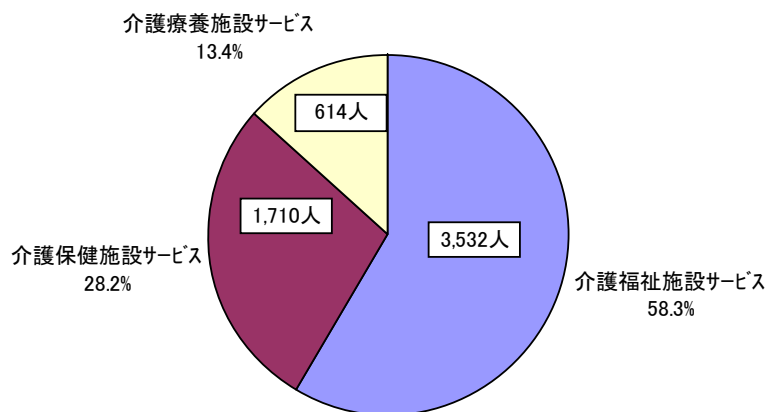


資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

(2) 施設サービス

- ◆施設サービスの利用は、介護老人福祉施設サービスが約6割、介護老人保健施設サービスが約3割、介護療養型医療施設サービスが約1割となっています。

◇施設サービスの受給者

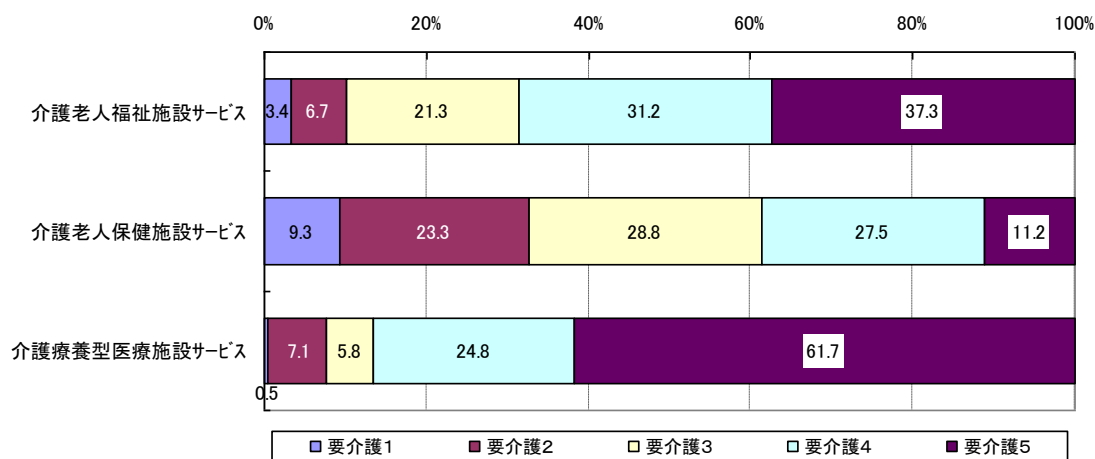


資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

※各施設ごとの数値は、入退所の重複等があるため、施設サービス受給者数の総数と合わない場合があります（以下同様）。

- ◆施設サービスの種類ごとの要介護度別の受給者割合は下図のとおりとなっています。

◇施設サービス種類ごとの受給者の要介護度別構成割合



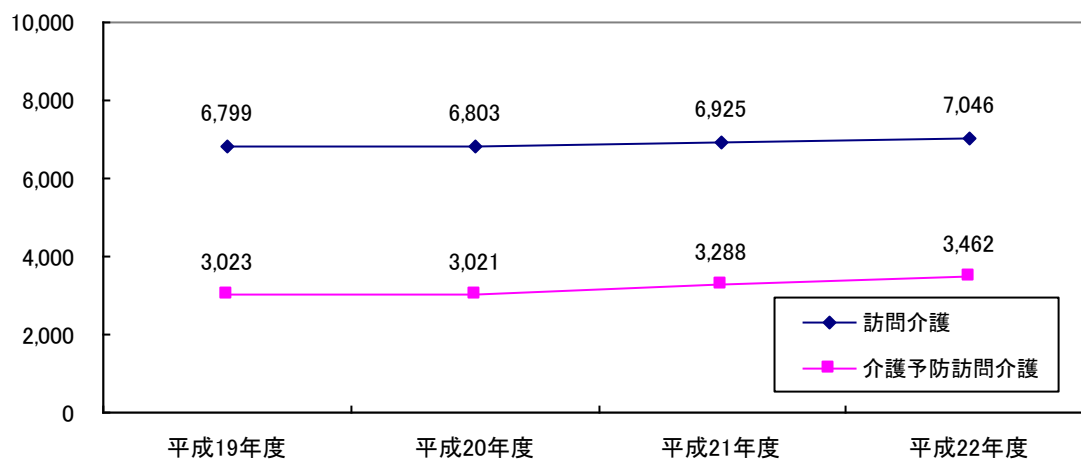
資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

4 介護保険サービスの種類別の利用状況

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

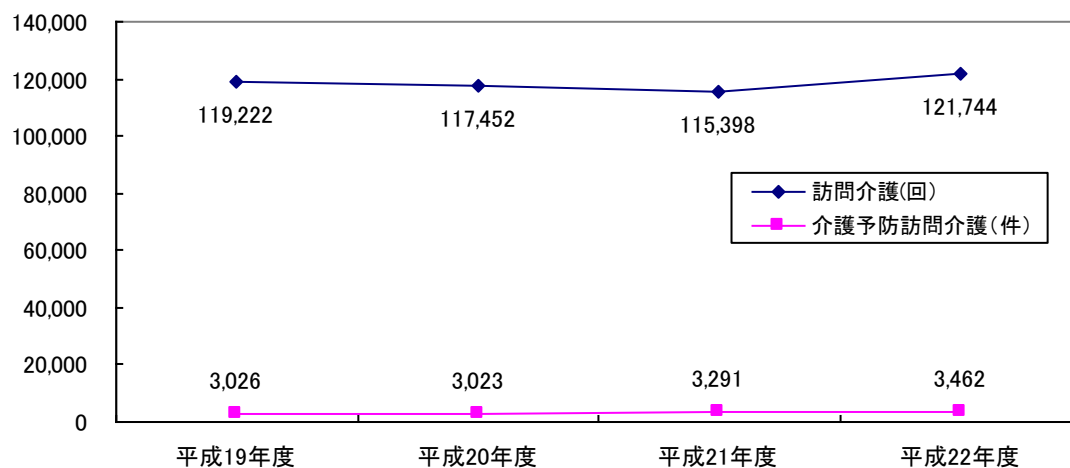
◆訪問介護・介護予防訪問介護の利用者、利用回数・件数は、平成19年度以降、緩やかな増加傾向にあります。

◇人数／年



資料：国保連合会（各年度年間計）

◇回数及び件数／年

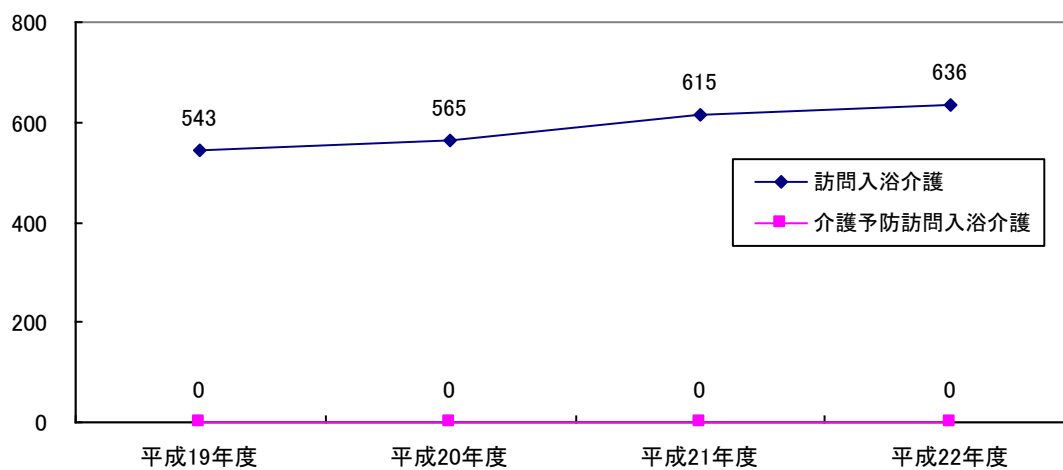


資料：国保連合会（各年度年間計）

（２）訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

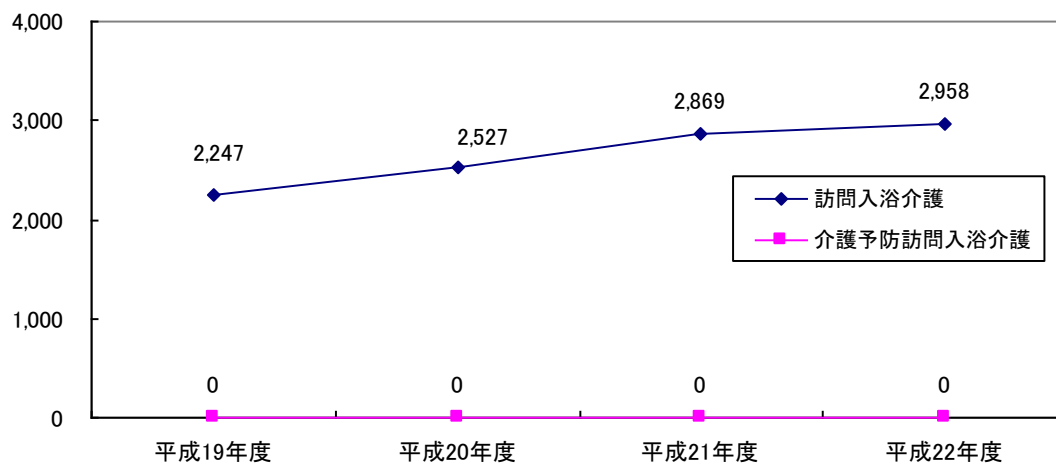
◆訪問入浴介護は、利用者、利用回数ともに増加の傾向にあります。介護予防訪問入浴介護については、平成 19 年度以降利用がありません。

◇人数／年



資料：国保連合会（各年度年間計）

◇回数／年

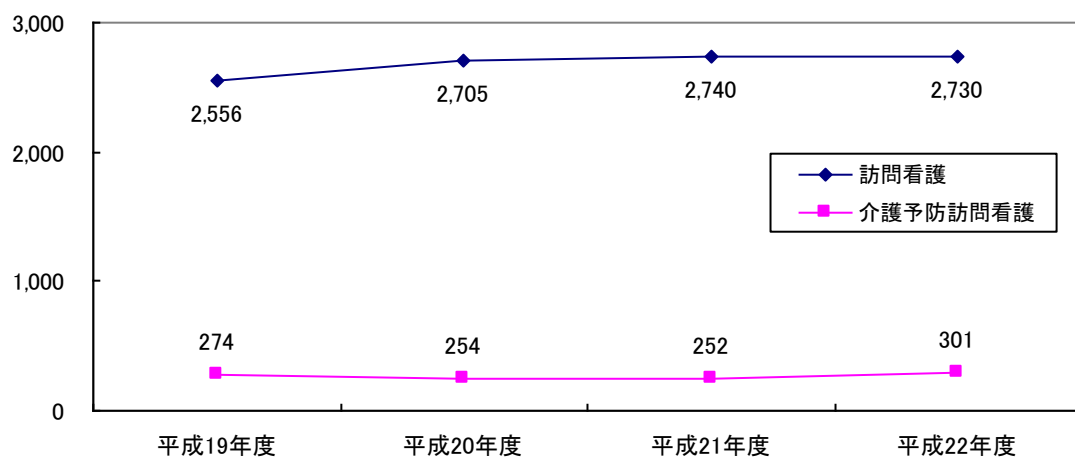


資料：国保連合会（各年度年間計）

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

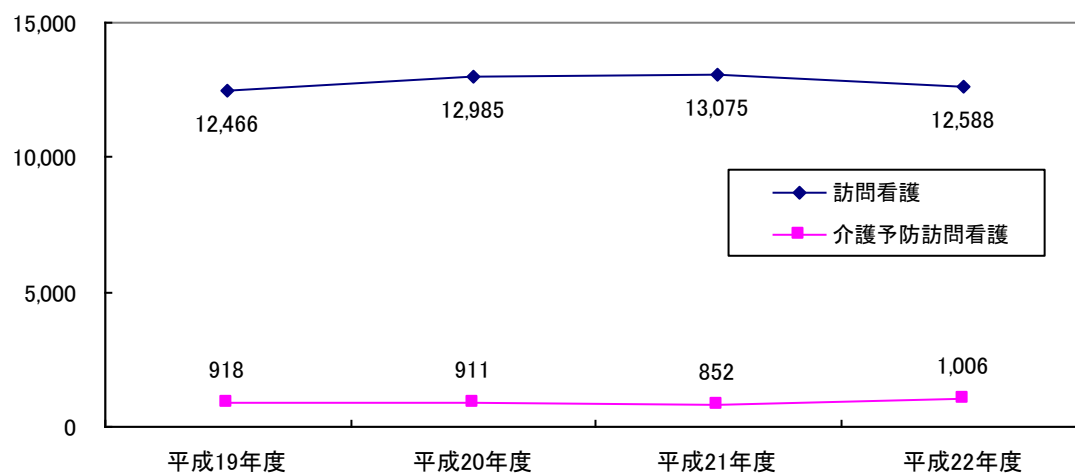
◆訪問看護は、平成19年度以降利用者・利用回数ともにほぼ横ばいです。介護予防訪問看護は増加傾向にあります。

◇人数／年



資料：国保連合会（各年度年間計）

◇回数／年

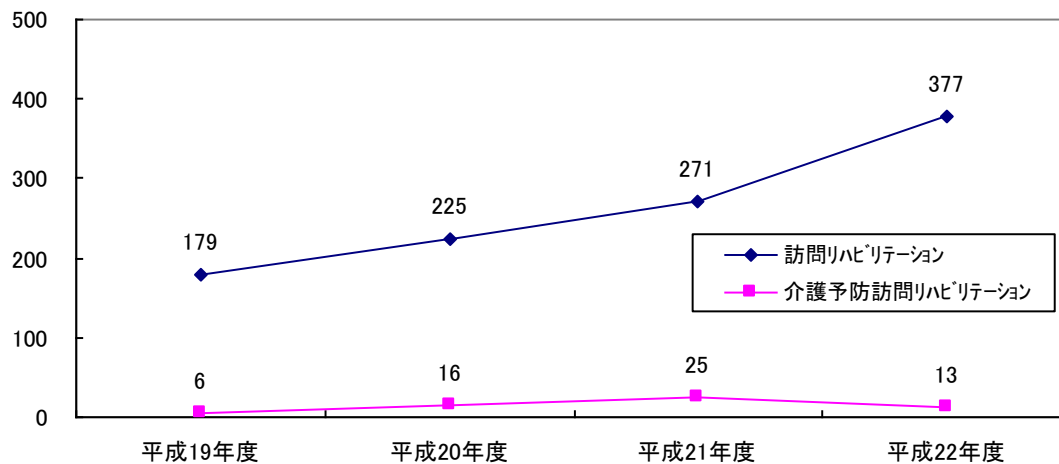


資料：国保連合会（各年度年間計）

（４）訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

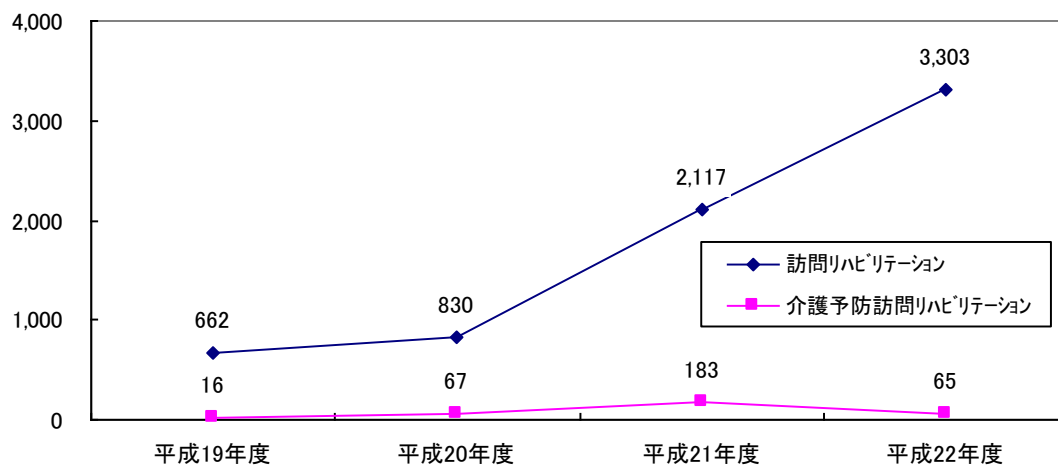
◆訪問リハビリテーションは、利用者・利用日数ともに増加しています。介護予防訪問リハビリテーションはほぼ横ばいです。

◇人数／年



資料：国保連合会（各年度年間計）

◇日数／年（平成21年度～：回数／年）

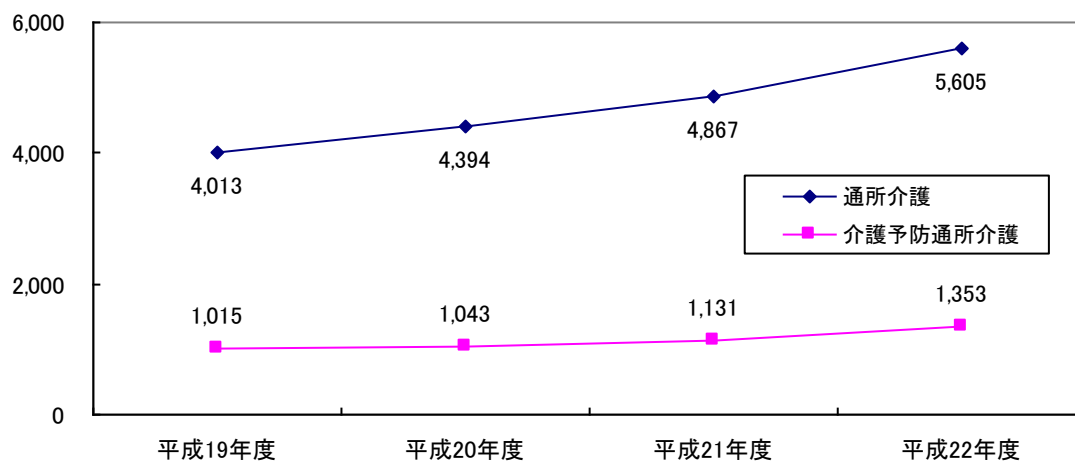


資料：国保連合会（各年度年間計）

（５）通所介護・介護予防通所介護

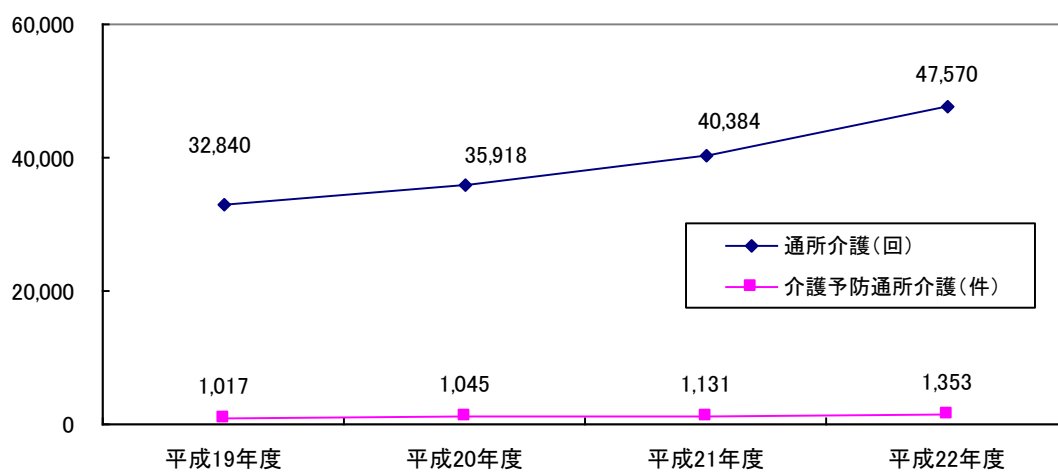
◆通所介護は、利用者、利用回数ともに増加傾向にあります。介護予防通所介護については微増で推移しています。

◇人数／年



資料：国保連合会（各年度年間計）

◇回数及び件数／年

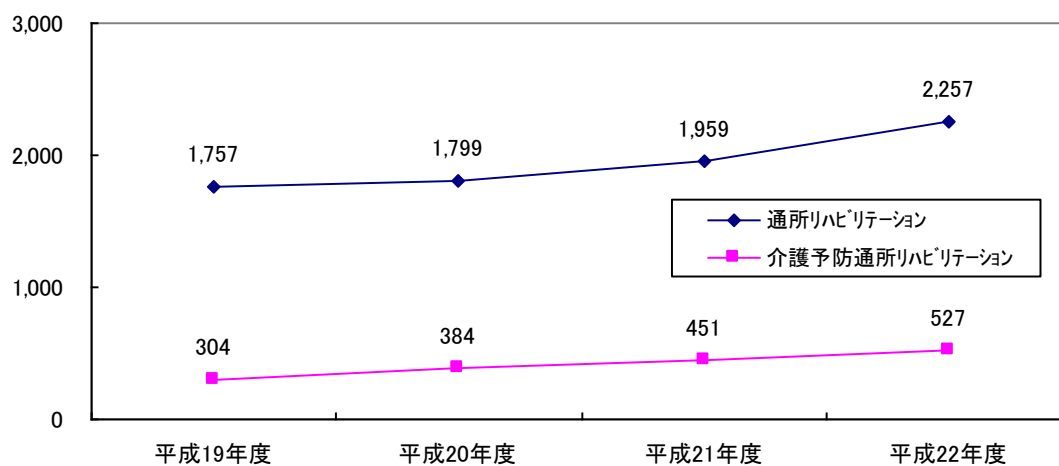


資料：国保連合会（各年度年間計）

（６）通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

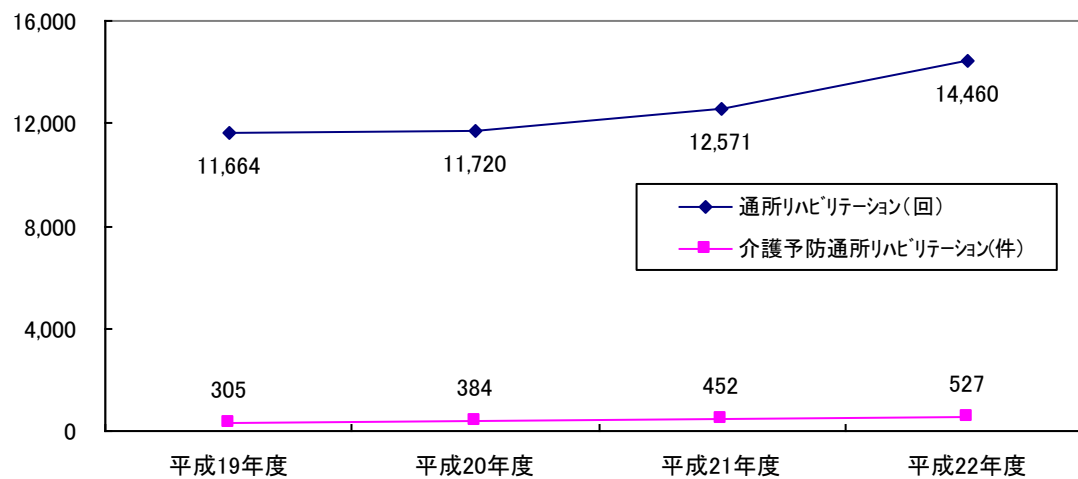
◆通所リハビリテーションは、利用者・利用回数が増加傾向で推移しています。介護予防通所リハビリテーションは微増傾向にあります。

◇人数／年



資料：国保連合会（各年度年間計）

◇回数及び件数／年

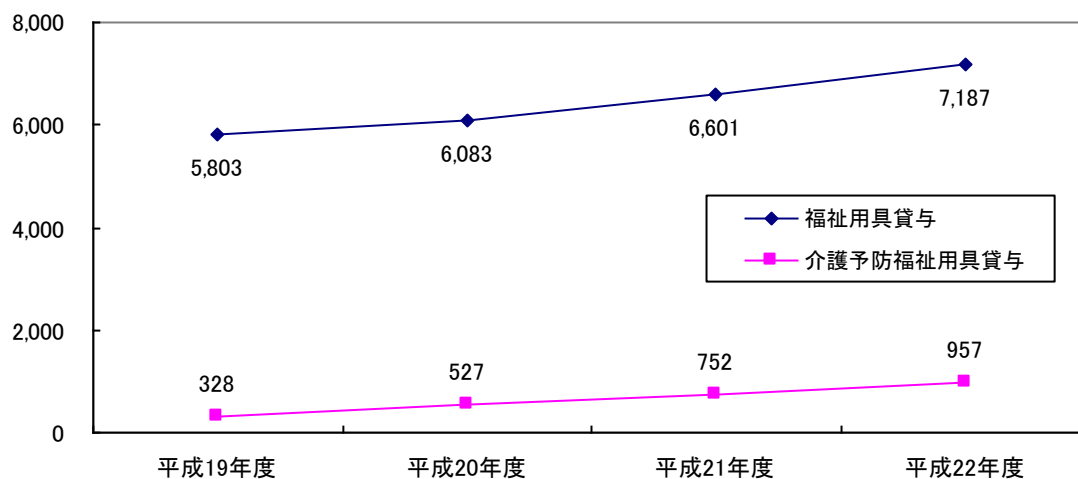


資料：国保連合会（各年度年間計）

（７）福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

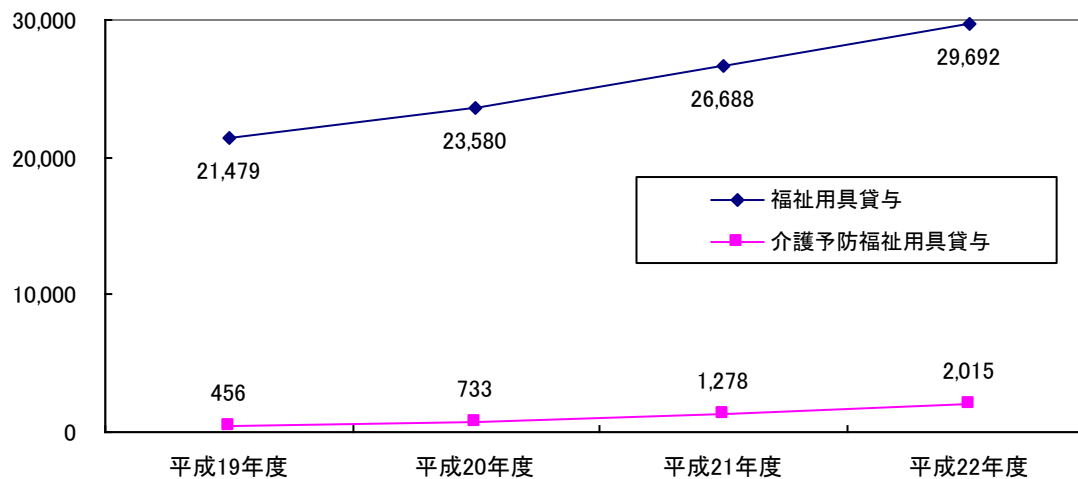
◆福祉用具貸与は、平成 19 年度以降、利用者、件数ともに増加しています。介護予防福祉用具貸与は、微増傾向で推移しています。

◇人数／年



資料：国保連合会（各年度年間計）

◇件数／年

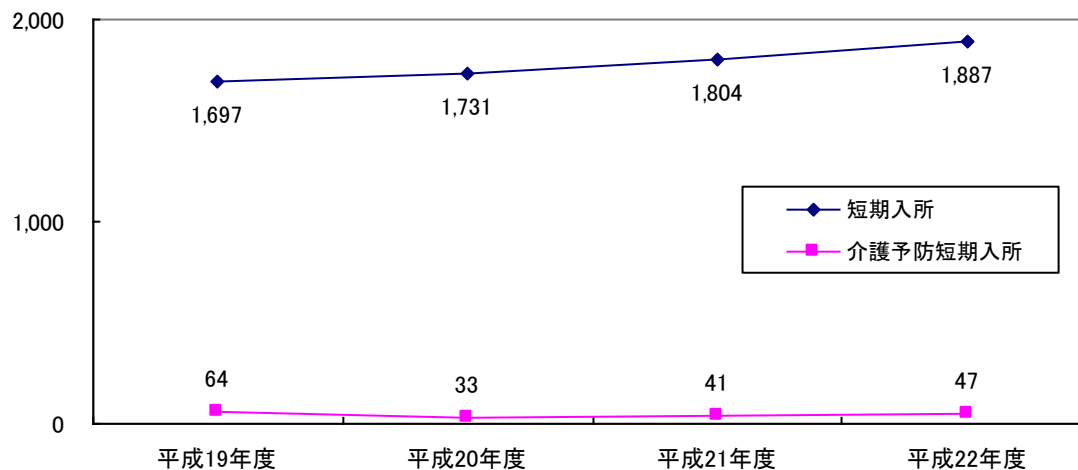


資料：国保連合会（各年度年間計）

（８）短期入所・介護予防短期入所

- ◆短期入所は平成 19 年度以降、利用者、日数ともに微増の傾向にあります。介護予防短期入所は、ほぼ横ばいで推移しています。

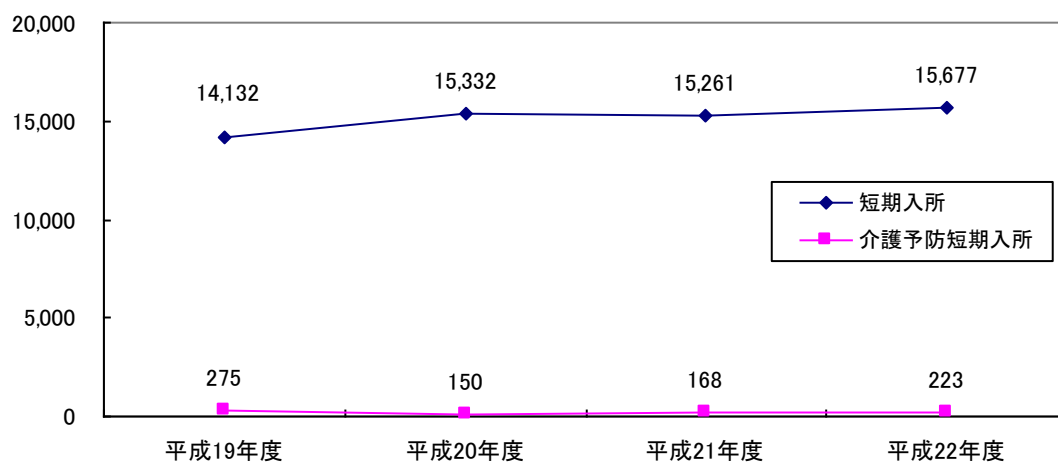
◇人数／年



※(介護予防)短期入所生活介護と(介護予防)短期入所療養介護の合計。

資料：国保連合会（各年度年間計）

◇日数／年

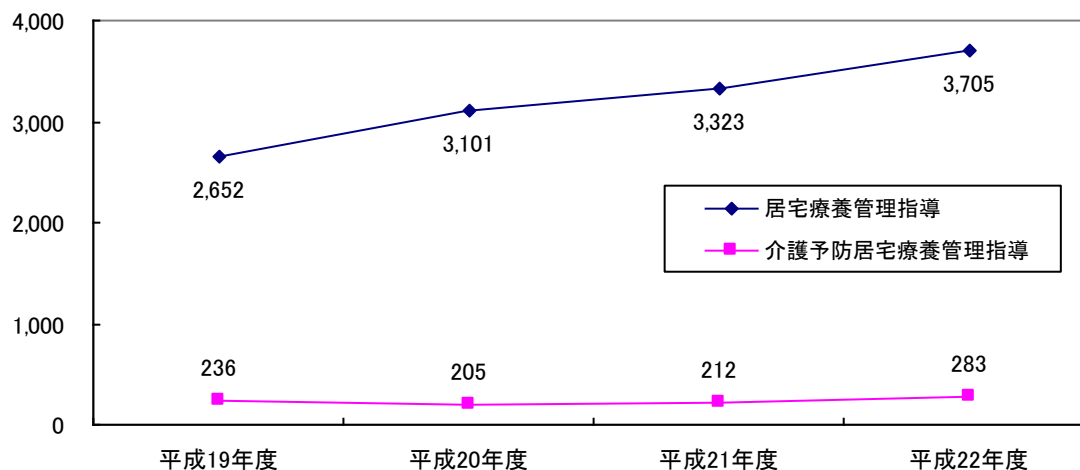


資料：国保連合会（各年度年間計）

(9) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

◆居宅療養管理指導は平成 19 年度以降利用者が増加しています。介護予防居宅療養管理指導はほぼ横ばいで推移しています。

◇人数／年

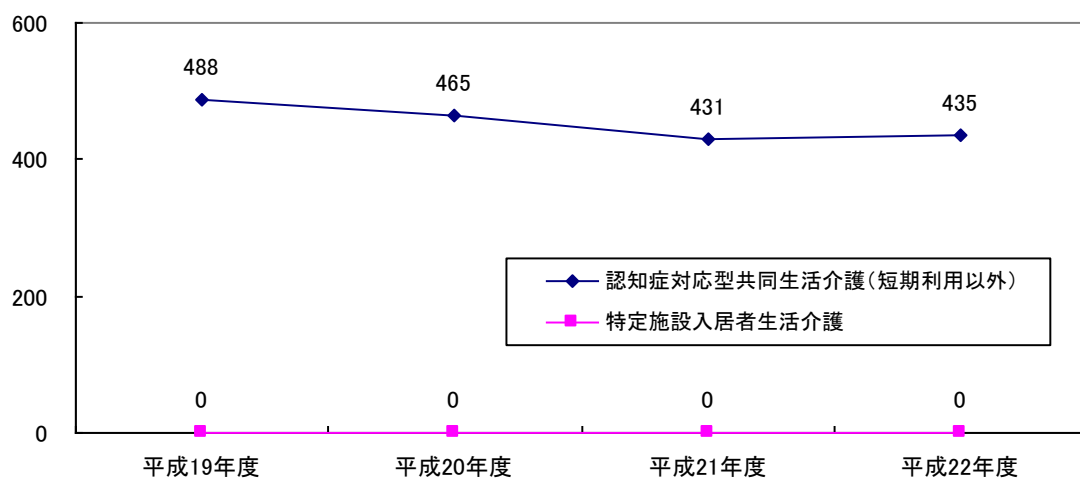


資料：国保連合会（各年度年間計）

(10) 居住系サービス

◆認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）については、平成 19 年度以降減少傾向となっています。特定施設入居者生活介護については、平成 19 年度以降利用がありません。

◇人数／年

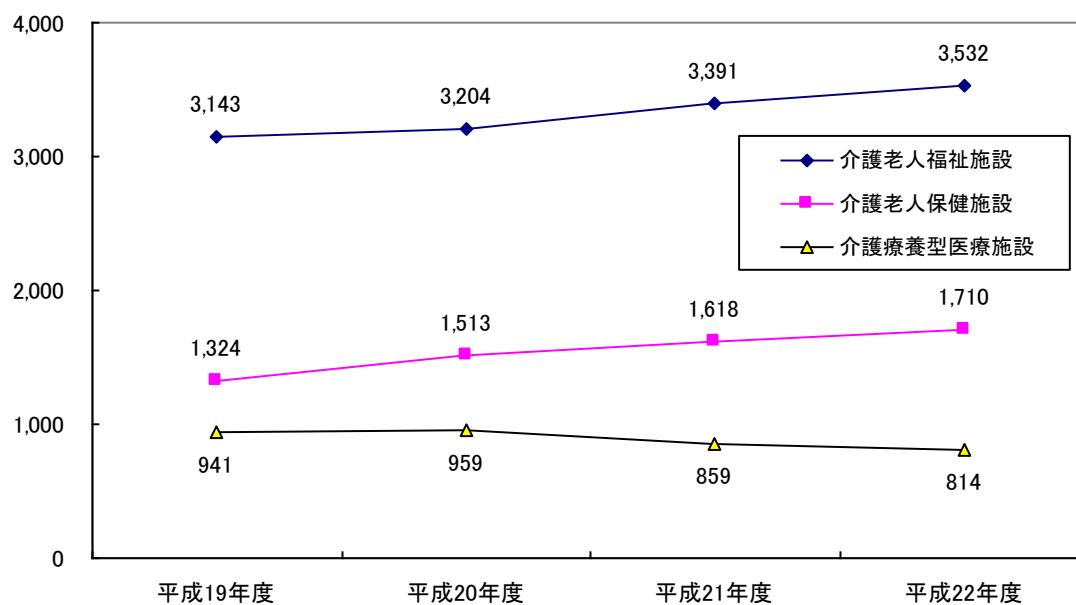


資料：国保連合会（各年度年間計）

(11) 施設サービス

- ◆施設サービスの利用者について、介護老人福祉施設・介護老人保健施設は増加傾向、介護療養型医療施設は減少傾向にあります。

◇人数／年



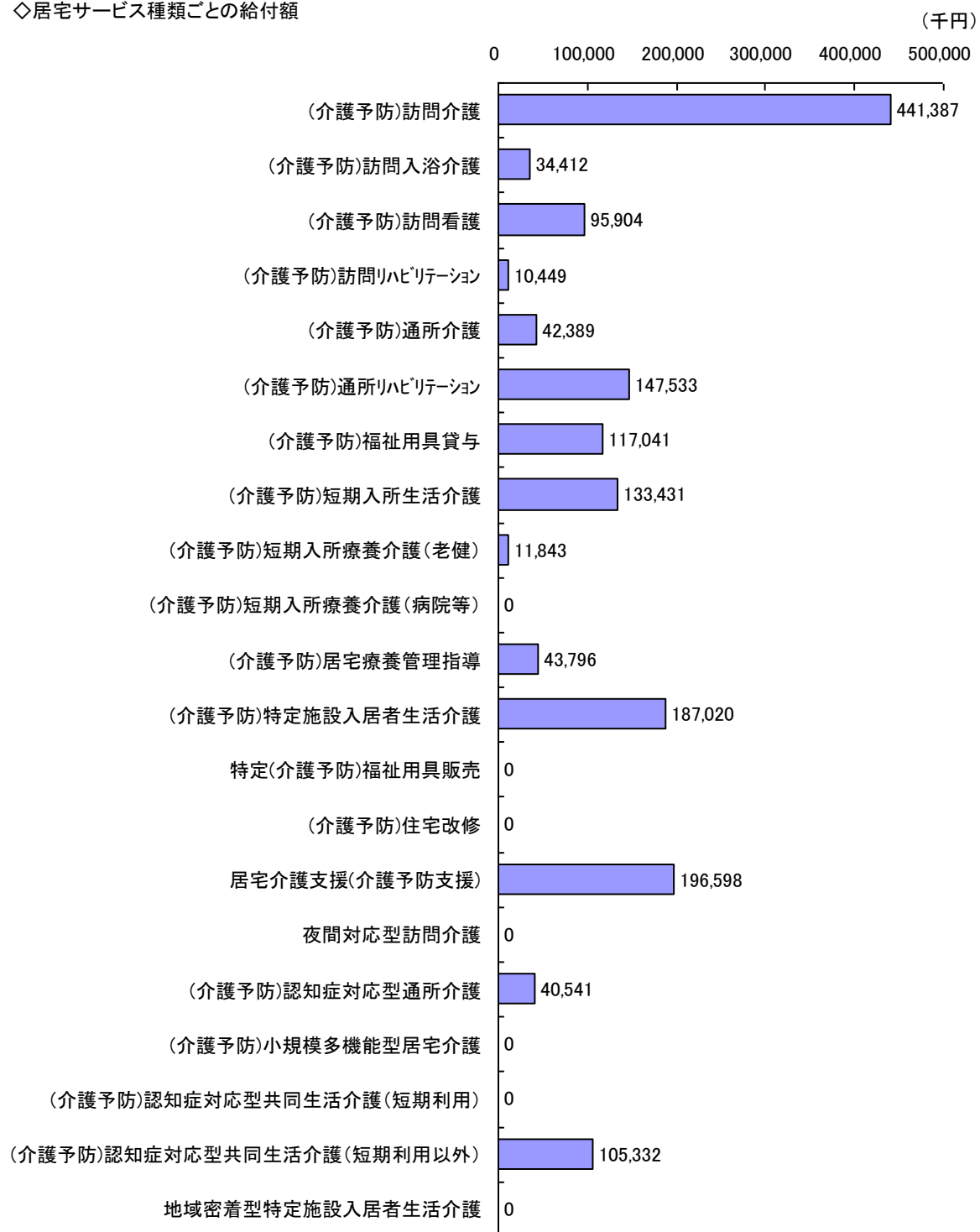
資料：国保連合会（各年度年間計）

5 介護保険サービスの種類別の給付額

(1) 居宅サービスの給付額

◆居宅サービスでは、(介護予防)訪問介護が4億4千万円と突出し、次いで居宅介護支援(介護予防支援)、(介護予防)特定施設入居者生活介護がそれぞれ2億円弱となっています。

◇居宅サービス種類ごとの給付額

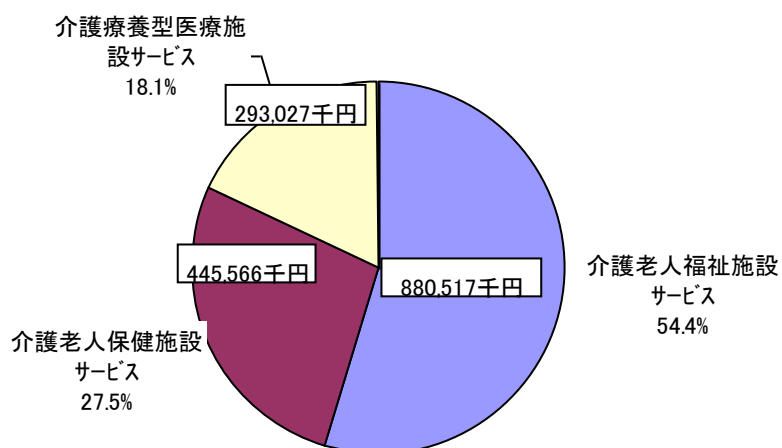


資料：国保連合会（平成22年度年間計）

（２）施設サービスの給付額

- ◆施設サービスの給付額は、介護老人福祉施設が全体の５割超、介護老人保健施設サービスが３割弱、介護療養型医療施設サービスが２割弱となっています。

◇施設サービス種類ごとの給付額



資料：国保連合会（平成 22 年度年間計）

6 第4期事業計画と実績値の比較

(1) 介護給付サービス給付費

(単位：千円)

【居宅サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	計画値	467,043	493,973	515,154
	実績値	369,261	385,317	402,484
	対計画比	79.06%	78.00%	78.13%
訪問入浴介護	計画値	43,386	45,718	46,388
	実績値	33,306	34,412	40,446
	対計画比	76.77%	75.27%	87.19%
訪問看護	計画値	103,240	109,202	113,660
	実績値	93,381	90,057	100,543
	対計画比	90.45%	82.47%	88.46%
訪問リハビリテーション	計画値	4,938	5,229	5,488
	実績値	6,820	10,262	14,179
	対計画比	138.11%	196.25%	258.36%
居宅療養管理指導	計画値	33,963	40,688	48,746
	実績値	33,989	41,233	50,088
	対計画比	100.08%	101.34%	102.75%
通所介護	計画値	315,871	334,565	351,382
	実績値	320,510	377,207	446,004
	対計画比	101.47%	112.75%	126.93%
通所リハビリテーション	計画値	118,494	125,656	132,357
	実績値	109,879	125,777	135,466
	対計画比	92.73%	100.10%	102.35%
短期入所生活介護	計画値	131,236	139,033	145,924
	実績値	115,350	132,099	159,017
	対計画比	87.90%	95.01%	108.97%
短期入所療養介護	計画値	19,560	20,687	21,701
	実績値	15,292	11,783	11,386
	対計画比	78.18%	56.96%	52.47%
特定施設入居者生活介護	計画値	158,871	180,775	201,799
	実績値	150,191	176,192	198,962
	対計画比	94.54%	97.46%	98.59%
福祉用具貸与	計画値	104,151	110,291	115,339
	実績値	100,592	110,415	119,623
	対計画比	96.58%	100.11%	103.71%
特定福祉用具販売	計画値	5,470	5,765	6,061
	実績値	6,359	6,696	6,713
	対計画比	116.25%	116.15%	110.76%

※平成 23 年度は見込み値

(単位：千円)

【地域密着型サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
認知症対応型通所介護	計画値	45,936	48,746	51,493
	実績値	40,657	40,541	39,251
	対計画比	88.51%	83.17%	79.23%
小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	82,388
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	計画値	118,332	144,589	173,930
	実績値	103,898	105,332	123,943
	対計画比	87.80%	72.85%	71.26%
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	計画値	0	0	45,089
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0

【住宅改修】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
住宅改修	計画値	13,052	13,758	14,463
	実績値	11,257	11,332	12,216
	対計画比	86.25%	82.37%	84.46%

【居宅介護支援】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護支援	計画値	164,051	173,670	182,269
	実績値	151,559	173,986	193,331
	対計画比	92.39%	100.18%	106.07%

【介護保険施設サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	計画値	792,038	800,831	808,501
	実績値	836,518	880,517	933,713
	対計画比	105.62%	109.95%	115.49%
介護老人保健施設	計画値	394,561	405,599	416,503
	実績値	414,643	445,561	453,412
	対計画比	105.09%	109.85%	108.86%
介護療養型医療施設	計画値	350,058	350,058	351,867
	実績値	314,267	293,032	299,853
	対計画比	89.78%	83.71%	85.22%

※平成 23 年度は見込み値

(2) 予防給付サービス給付費

(単位：千円)

【介護予防サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	計画値	54,527	58,023	61,309
	実績値	52,069	56,071	58,229
	対計画比	95.49%	96.64%	94.98%
介護予防訪問入浴介護	計画値	188	204	213
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
介護予防訪問看護	計画値	5,690	6,031	6,377
	実績値	4,808	5,848	5,872
	対計画比	84.50%	96.97%	92.08%
介護予防訪問リハビリテーション	計画値	551	582	613
	実績値	558	187	222
	対計画比	101.27%	32.13%	36.22%
介護予防居宅療養管理指導	計画値	2,218	2,414	2,629
	実績値	1,875	2,563	2,876
	対計画比	84.54%	106.17%	109.40%
介護予防通所介護	計画値	38,604	40,867	43,172
	実績値	39,067	46,686	51,869
	対計画比	101.20%	114.24%	120.15%
介護予防通所リハビリテーション	計画値	16,083	17,000	17,965
	実績値	18,557	21,756	22,746
	対計画比	115.38%	127.98%	126.62%
介護予防短期入所生活介護	計画値	1,180	1,248	1,316
	実績値	1,018	1,333	1,933
	対計画比	86.27%	106.81%	146.88%
介護予防短期入所療養介護	計画値	28	36	36
	実績値	56	60	73
	対計画比	200.00%	166.67%	202.78%
介護予防特定施設入居者生活介護	計画値	5,354	6,857	6,857
	実績値	9,918	10,829	9,723
	対計画比	185.24%	157.93%	141.80%
介護予防福祉用具貸与	計画値	2,635	2,791	2,953
	実績値	4,340	6,626	8,453
	対計画比	164.71%	237.41%	286.25%
特定介護予防福祉用具販売	計画値	720	759	805
	実績値	821	1,338	1,547
	対計画比	114.03%	176.28%	192.17%

※平成 23 年度は見込み値

(単位：千円)

【地域密着型サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防認知症対応型通所介護	計画値	17	21	21
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	664
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0

【住宅改修】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防住宅改修	計画値	3,718	3,918	4,153
	実績値	2,200	6,630	6,698
	対計画比	59.17%	169.22%	161.28%

【居宅介護支援】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防支援	計画値	20,077	21,283	22,480
	実績値	20,865	22,611	23,733
	対計画比	103.92%	106.24%	105.57%

※平成 23 年度は見込み値

(3) 介護給付サービス利用者数

(単位：人)

【居宅サービス】				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	計画値	8,035	8,501	8,913
	実績値	7,900	8,099	8,220
	対計画比	98.3%	95.3%	92.2%
訪問入浴介護	計画値	751	792	808
	実績値	616	636	728
	対計画比	82.0%	80.3%	90.1%
訪問看護	計画値	3,007	3,182	3,326
	実績値	2,782	2,774	2,960
	対計画比	92.5%	87.2%	89.0%
訪問リハビリテーション	計画値	226	239	251
	実績値	271	378	492
	対計画比	119.9%	158.2%	196.0%
居宅療養管理指導	計画値	3,326	3,669	4,048
	実績値	4,859	5,610	6,763
	対計画比	146.1%	152.9%	167.0%
通所介護	計画値	4,782	5,064	5,321
	実績値	5,121	5,886	6,947
	対計画比	107.1%	116.2%	130.5%
通所リハビリテーション	計画値	1,973	2,092	2,204
	実績値	1,986	2,285	2,423
	対計画比	100.7%	109.2%	109.9%
短期入所生活介護	計画値	1,731	1,834	1,924
	実績値	1,733	1,841	1,933
	対計画比	100.1%	100.4%	100.5%
短期入所療養介護	計画値	219	231	244
	実績値	163	151	153
	対計画比	74.4%	65.4%	62.7%
特定施設入居者生活介護	計画値	900	1,020	1,140
	実績値	811	935	1,036
	対計画比	90.1%	91.7%	90.9%
福祉用具貸与	計画値	6,717	7,116	7,461
	実績値	6,981	7,559	8,197
	対計画比	103.9%	106.2%	109.9%
特定福祉用具販売	計画値	259	273	287
	実績値	247	285	276
	対計画比	95.4%	104.4%	96.2%

※平成 23 年度は見込み値

(単位：人)

【地域密着型サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
認知症対応型通所介護	計画値	408	432	456
	実績値	454	443	445
	対計画比	111.3%	102.5%	97.6%
小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	300
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	計画値	480	588	708
	実績値	431	435	527
	対計画比	89.8%	74.0%	74.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	計画値	0	0	
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0

【住宅改修】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
住宅改修	計画値	122	129	135
	実績値	126	179	176
	対計画比	103.3%	138.8%	130.4%

【居宅介護支援】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護支援	計画値	13,959	14,774	15,503
	実績値	12,757	14,011	15,016
	対計画比	91.4%	94.8%	96.9%

【介護保険施設サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	計画値	3,264	3,288	3,312
	実績値	3,392	3,533	3,742
	対計画比	103.9%	107.5%	113.0%
介護老人保健施設	計画値	1,560	1,596	1,632
	実績値	1,639	1,733	1,761
	対計画比	105.1%	108.6%	107.9%
介護療養型医療施設	計画値	924	924	924
	実績値	862	816	826
	対計画比	93.3%	88.3%	89.4%

※平成 23 年度は見込み値

(4) 予防給付サービス利用者数

(単位：人)

【介護予防サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	計画値	3,248	3,443	3,638
	実績値	3,292	3,470	3,634
	対計画比	101.4%	100.8%	99.9%
介護予防訪問入浴介護	計画値	23	25	26
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
介護予防訪問看護	計画値	1,003	1,063	1,124
	実績値	254	303	304
	対計画比	25.3%	28.5%	27.0%
介護予防訪問リハビリテーション	計画値	90	95	100
	実績値	85	35	57
	対計画比	94.4%	36.8%	57.0%
介護予防居宅療養管理指導	計画値	217	217	217
	実績値	297	397	438
	対計画比	136.9%	182.9%	201.8%
介護予防通所介護	計画値	1,114	1,180	1,247
	実績値	1,133	1,355	1,530
	対計画比	101.7%	114.8%	122.7%
介護予防通所リハビリテーション	計画値	380	402	425
	実績値	452	527	543
	対計画比	118.9%	131.1%	127.8%
介護予防短期入所生活介護	計画値	39	41	43
	実績値	41	46	62
	対計画比	105.1%	112.2%	144.1%
介護予防短期入所療養介護	計画値	5	5	5
	実績値	1	1	5
	対計画比	20.0%	20.0%	100.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	計画値	48	60	60
	実績値	106	100	114
	対計画比	220.8%	166.7%	190.0%
介護予防福祉用具貸与	計画値	540	571	604
	実績値	753	959	1,215
	対計画比	139.4%	168.0%	201.2%
特定介護予防福祉用具販売	計画値	43	46	48
	実績値	41	71	73
	対計画比	95.3%	154.3%	152.1%

※平成 23 年度は見込み値

(単位：人)

【地域密着型サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防認知症対応型通所介護	計画値	5	5	5
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	147
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0

【住宅改修】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防住宅改修	計画値	31	33	35
	実績値	28	83	88
	対計画比	90. 3%	251. 5%	251. 4%

【居宅介護支援】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防支援	計画値	4, 616	4, 892	5, 169
	実績値	4, 776	5, 131	5, 383
	対計画比	103. 5%	104. 9%	104. 1%

※平成 23 年度は見込み値

(5) 介護給付サービス利用回数

(単位：回・日)

【居宅サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	計画値	144,905	153,283	160,118
	実績値	88,247	91,244	96,362
	対計画比	60.9%	59.5%	60.2%
訪問入浴介護	計画値	3,627	3,822	3,878
	実績値	2,873	2,958	3,491
	対計画比	79.2%	77.4%	90.0%
訪問看護	計画値	14,697	15,549	16,206
	実績値	13,032	12,524	14,275
	対計画比	88.7%	80.5%	88.1%
訪問リハビリテーション	計画値	871	922	967
	実績値	1,115	1,639	2,350
	対計画比	128.0%	177.8%	243.0%
通所介護	計画値	40,045	42,409	44,560
	実績値	40,975	47,788	57,225
	対計画比	102.3%	112.7%	128.4%
通所リハビリテーション	計画値	13,181	13,974	14,715
	実績値	12,592	14,499	15,444
	対計画比	95.5%	103.8%	105.0%
短期入所生活介護	計画値	15,691	16,625	17,459
	実績値	13,935	18,597	19,601
	対計画比	88.8%	111.9%	112.3%
短期入所療養介護	計画値	2,043	2,161	2,268
	実績値	1,501	1,122	1,080
	対計画比	73.5%	51.9%	47.6%

※平成 23 年度は見込み値

(単位：回・日)

【地域密着型サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
認知症対応型通所介護	計画値	4,465	4,739	5,006
	実績値	4,021	4,093	3,709
	対計画比	90.1%	86.4%	74.1%
認知症対応型共同生活介護	計画値	480	588	708
	実績値	431	435	527
	対計画比	89.8%	74.0%	74.4%
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	計画値	0	0	168
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0

※平成 23 年度は見込み値

(6) 予防給付サービス利用回数

(単位：回・日)

【介護予防サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護 (人数・再掲)	計画値	3,248	3,443	3,638
	実績値	3,292	3,470	3,634
	対計画比	101.4%	100.8%	99.9%
介護予防訪問入浴介護	計画値	23	25	26
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0
介護予防訪問看護	計画値	1,003	1,063	1,124
	実績値	864	1,011	914
	対計画比	86.1%	95.1%	81.3%
介護予防訪問リハビリテーション	計画値	90	95	100
	実績値	85	35	57
	対計画比	94.4%	36.8%	57.0%
介護予防短期入所生活介護	計画値	176	186	196
	実績値	168	214	322
	対計画比	95.5%	115.1%	164.3%
介護予防短期入所療養介護	計画値	4	5	5
	実績値	5	9	12
	対計画比	125.0%	180.0%	240.0%

※平成 23 年度は見込み値

(単位：回・日)

【地域密着型サービス】		4期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防認知症対応型通所介護	計画値	4	5	5
	実績値	0	0	0
	対計画比	0	0	0

※平成 23 年度は見込み値

7 清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 清瀬市における老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定する高齢者支援対策の実施に関する計画（以下「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」という。）を策定するため、清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定に関して検討を行い、原案を作成して市長に報告することを所掌とする。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員15人以内を市長が委嘱して組織する。

- （1）識見を有する者
- （2）地域福祉に関する団体の代表者
- （3）一般公募による市民
- （4）別に定める関係機関に属する者
- （5）その他市長が特に必要と認める者

（役員）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

（設置期間）

第6条 委員会は、第2条に掲げる報告をもって解散する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

8 清瀬市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏 名		役職(所属団体等)	委員区分	委員会
1	村川 浩一	日本社会事業大学 社会福祉学部教授	知識経験者	委 員 長
2	桑名 斉	清瀬市医師会 監事	関係機関	副委員長
3	内田 豊	NPO 法人情報労連 東京福祉センター長	福祉団体代表	委 員
4	小野 秀	老人クラブ連合会副会長	福祉団体代表	
5	小滝 一幸	特別養護老人ホーム清雅苑 常務理事・施設長	福祉団体代表	
6	重田 正紀	民生・児童委員協議会 副会長	福祉団体代表	
7	田代 文子	清瀬リハビリテーション病院 リハビリテーション科 科長	関係機関	
8	筒井 晃一	清瀬市歯科医師会代表	関係機関	
9	星野 孝彦	社会福祉協議会 地域福祉係長	福祉団体代表	
10	丸山 安三	特別養護老人ホーム信愛の園施設長	福祉団体代表	
11	村田 秀子	認知症グループホームゆうゆ 理事・センター長	福祉団体代表	
12	安彦 洋子	公募委員	市民代表	
13	坂本 満穂			
14	下嶋 一義			
15	中西 宣長			

(敬称略)

9 策定経過

月日	項目	主な内容
5月24日	第1回策定委員会	・計画の内容等について ・アンケート調査集計結果について
7月13日	第2回策定委員会	・生活圏域ニーズ調査の分析報告 ・第4期事業計画について
9月15日	第3回策定委員会	・計画骨子案について
10月20日	第4回策定委員会	・介護保険サービスの給付費等の推計について ・計画骨子案について
11月21日	第5回策定委員会	・清瀬市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（中間まとめ）について ・介護保険料について